# ○ 多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知)一部改正新旧対照表

後

(下線の部分は改正部分)

第 1 農地維持支払交付金

氹

1 (略)

2 対象活動

(1) • (2) (略)

(3) 都道府県が定める農地維持活動に関する地域活動指針に基づき要綱別紙1の第502の活動計画書に定められた活動の実施を前提として、活動計画書に定められた都道府県が定める要綱別紙2の第4の1の活動(以下「資源向上活動(共同)」という。)又は2の活動(以下「資源向上活動(長寿命化)」という。)に関する地域活動指針に基づく活動を農地維持支払交付金により実施することができる。

正

 $(4) \sim (6)$  (略)

3 (略)

4 活動計画

要綱別紙1の第5の2の活動計画書は様式第1-3号により作成し、その内容については、次の事項に留意して記載する。なお、対象組織が、法第3条第3項第2号、第3号又は第4号に掲げる事業にも取り組む場合にあっては、様式第6-7号により作成することができる。

 $(1) \sim (7)$  (略)

- (8) 要綱別紙1の第5の2の(9)の保全管理する区域の農業地域類型には、対象農用地に係 る「農林統計に用いる地域区分の制定について」(平成13年11月30日付け13統計第956号) の農業地域類型区分を記載する。
- (9) 要綱別紙1の第5の2の(10) の保全管理する区域の地域振興立法8法の該当状況には、対象農用地が特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域、山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第2項の規定に基づき公示された過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)、半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1号に規定する沖縄、奄美群島振興開発特別措置法(昭和44年法律第189号)第1条に規定する奄美群島又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島、以下「8法地域」という。)に該当する場合は記載する。
- (10) 要綱別紙1の第5の2の(11) のその他必要な事項には、7の(5) に規定する場合にあっては、活動計画書に記載した農用地及び水路・農道等の管理に係る活動を本交付金により行う旨を記載する。
- (<u>11</u>) 2の(4)の多面的機能の発揮に必要な地域共同の活動を行う場合は、当該活動の計画を記載する。

第1 農地維持支払交付金

現

1 (略)

2 対象活動

(1) • (2) (略)

(3) 都道府県が定める農地維持活動に関する地域活動指針に基づき要綱別紙1の第<u>6</u>の2の活動計画書に定められた活動の実施を前提として、活動計画書に定められた都道府県が定める要綱別紙2の第4の1の活動(以下「資源向上活動(共同)」という。)又は2の活動(以下「資源向上活動(長寿命化)」という。)に関する地域活動指針に基づく活動を農地維持支払交付金により実施することができる。

 $(4) \sim (6)$  (略)

3 (略)

4 活動計画

要綱別紙1の第5の2の活動計画書は様式第1-3号により作成し、その内容については、次の事項に留意して記載する。なお、対象組織が、法第3条第3項第2号、第3号又は第4号に掲げる事業にも取り組む場合にあっては、様式第6-7号により作成することができる。

 $(1) \sim (7)$  (略)

「新設]

[新設]

- (8) 要綱別紙1の第5の2の(9) のその他必要な事項には、7の(5) に規定する場合にあっては、活動計画書に記載した農用地及び水路・農道等の管理に係る活動を本交付金により行う旨を記載する。
- (9) 2の(4)の多面的機能の発揮に必要な地域共同の活動を行う場合は、当該活動の計画を 記載する。

(12) (略)

- (13) 要綱別紙2の第2の2の(4)の対象組織のうち、資源向上活動(長寿命化)を行う対象組織については、(12)に加え、施設の機能診断を行う旨を記載する。
- 5 (略)
- 6 事業計画の変更
- (1) (2) (略)
- (3) 要綱別紙1の第5の5の(2) の事業計画の変更認定通知の様式は、様式第1-5号<u>又は</u>様式第1-15号とする。
- (4) (略)
- 7 活動の実施
- (1) (2) (略)
- (3) 会計経理の適正化

農地維持支払交付金の交付を受けた対象組織の代表者は、次に掲げる事項に留意して会計 経理を行うものとする。

ア 農地維持支払交付金は、本交付金以外の事業と区分して経理を行うこと。

イ・ウ (略)

(4) • (5) (略)

- 8 (略)
- 9 実施状況の確認
- $(1) \sim (3)$  (略)
- (4) 市町村長は、対象組織が行う地域資源の適切な保全管理のための推進活動について、定期的に対象組織から自己評価を求めるとともに、取組の実施状況等をもとに評価し、必要に応じて指導・助言を行う。
- 10 (略)
- 11 農地維持支払交付金の清算
- (1)対象組織は、事業計画に定める実施期間終了年度末に残額が生じたときは、当該残額を市町村長に返還するものとする。ただし、実施期間終了年度の翌年度を始期とする新たな事業計画の認定を受け、農地維持活動を継続する対象組織については、活動の円滑な継続のために、当該残額を新たな事業計画に基づく本交付金の経理に含めることができるものとする。
- (2) 市町村長は、(1) により対象組織から農地維持支払交付金を含む本交付金の返還があった場合は、当該返還額のうち、国及び都道府県の助成を都道府県に返還するとともに、都道府県は国の助成を国に返還するものとする。

- (10) (略)
- (11) 要綱別紙2の第2の2の(4)の対象組織のうち、要綱別紙2の第4の2に掲げる施設の 長寿命化のための活動(以下、「資源向上活動(長寿命化)」という。)を行う対象組織に ついては、(10)に加え、施設の機能診断を行う旨を記載する。
- 5 (略)
- 6 事業計画の変更
- (1) (2) (略)
- (3) 要綱別紙1の第5の5の(2) の事業計画の変更認定通知の様式は、様式第1-5号とする。
- (4) (略)
- 7 活動の実施
- (1) (2) (略)
- (3)会計経理の適正化

農地維持支払交付金の交付を受けた対象組織の代表者は、次に掲げる事項に留意して会計 経理を行うものとする。

ア 農地維持支払交付金は、<u>多面的機能支払</u>交付金以外の事業と区分して経理を行うこと。 <u>また、要綱別紙2の第4の2の資源向上活動(長寿命化)に係る交付金と区分して経理を</u> 行うこととするが、資源向上活動(共同)に係る交付金その他の資源向上支払交付金とは 区別せずに経理を行うことができる。

イ・ウ (略)

(4) · (5) (略)

- 8 (略)
- 9 実施状況の確認
- $(1) \sim (3)$  (略)
- (4) 市町村長は、対象組織が行う地域資源の適切な保全管理のための推進活動について、定期的に活動組織から自己評価を求めるとともに、取組の実施状況等をもとに評価し、必要に応じて指導・助言を行う。
- 10 (略)
- 11 農地維持支払交付金の清算
- (1)対象組織は、事業計画に定める実施期間終了年度末に残額が生じたときは、当該残額を市町村長に返還するものとする。ただし、実施期間終了年度の翌年度を始期とする新たな事業計画の認定を受け、農地維持活動を継続する対象組織については、活動の円滑な継続のために、当該残額を新たな事業計画に基づく農地維持支払交付金及び資源向上活動(共同)に係る交付金の経理に含めることができるものとする。
- (2) 市町村長は、(1) により対象組織から農地維持支払交付金を含む<mark>多面的機能支払</mark>交付金 の返還があった場合は、当該返還額のうち、国及び都道府県の助成を都道府県に返還すると ともに、都道府県は国の助成を国に返還するものとする。

- 12 農地維持支払交付金の交付方法
- (1) (略)
- (2) 都道府県は、農地維持支払交付金の対象農用地が存する市町村からの申請に基づき、要綱別紙1 の第6の1の合計額の範囲内で市町村に農地維持支払交付金を交付する。
- (3) (略)
- 13・14 (略)
- 15 農地維持支払交付金の返還
- (1) (略)
- (2) 返還の手続
  - ア 市町村長は、対象組織が農地維持支払交付金を含む本交付金を返還する必要が生じた場合には、当該対象組織の代表者に速やかに通知し、市町村が交付した交付金の返還を求めるものとする。ただし、要綱別紙1の第9の2の場合は、当該年度以降の交付金の交付の際に、当該返還相当額を相殺し、交付することができることとする。
  - イ 市町村長は、アにより対象組織から農地維持支払交付金を含む本交付金の返還があった場合は、当該返還額のうち、国及び都道府県が助成した額を都道府県に返還するとともに、都道府県は国が助成した額を国に返還するものとする。

# 第2 資源向上支払交付金

- 1 (略)
- 2 対象活動
- (1) 都道府県知事は、資源向上活動(共同)について、別記1-2の国が定める活動指針及び活動要件を基礎として、別記1-3の地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定に係るガイドラインに従い、要綱基本方針において、地域活動指針及び同指針に基づき定める要件を策定する。
- $(2) \sim (6)$  (略)
- (7)要綱別紙2の第4の2の<u>(1)の</u>農村振興局長が別に定める資源向上活動(長寿命化)の対象施設・対象活動に関する国の指針は、別記1-2に定めるとおりとする。都道府県知事は、国が定める活動指針を基礎として、資源向上活動(長寿命化)の対象施設・対象活動の指針を策定する。
- (8) 要綱別紙2の第4の2の(3)の活動内容の特例の内容は、都道府県知事が策定する対象施設・対象活動に関する指針及び要綱別紙2の第4の2の(2)の要件にかかわらず、被災した対象農用地の区域内の農地周りの施設の応急措置又は補修・更新等に取り組むことにより、当該年度の活動要件を満たすものとみなすこととする。
- (9) 市町村長は、要綱別紙2の第4の2の(3)の活動内容の特例措置を適用しようとするときは、都道府県知事と協議の上、活動内容の特例措置を適用する対象組織を指定し、都道府県知事を通じて地方農政局長等の承認を受けるものとする。なお、当該対象組織の活動の特例措置の延長が必要な場合、市町村長は、毎年度、都道府県知事と協議した上で、当該措置の延長について、都道府県知事を通じて地方農政局長等の承認を受けるものとする。
- (10) (略)
- (11) 要綱別紙2の第4の4の対象組織の特定非営利活動法人化は、対象組織が<mark>資源向上支払</mark>交付金に係る事業の実施期間中に、交付金による取組を実施するため、特定非営利活動促進法

- 12 農地維持支払交付金の交付方法
- (1) (略)
- (2) 都道府県は、農地維持支払の対象農用地が存する市町村からの申請に基づき、要綱別紙1 の第6の1の合計額の範囲内で市町村に農地維持支払交付金を交付する。
- (3) (略)
- 13・14 (略)
- 15 農地維持支払交付金の返還
- (1) (略)
- (2) 返還の手続
  - ア 市町村長は、対象組織が農地維持支払交付金を含む<mark>多面的機能支払</mark>交付金を返還する必要が生じた場合には、当該対象組織の代表者に速やかに通知し、市町村が交付した交付金の返還を求めるものとする。ただし、要綱別紙1の第9の2の場合は、当該年度以降の交付金の交付の際に、当該返還相当額を相殺し、交付することができることとする。
  - イ 市町村長は、アにより対象組織から農地維持支払交付金を含む<mark>多面的機能支払</mark>交付金の 返還があった場合は、当該返還額のうち、国及び都道府県が助成した額を都道府県に返還 するとともに、都道府県は国が助成した額を国に返還するものとする。

# 第2 資源向上支払交付金

1 (略)

### 2 対象活動

- (1) 都道府県知事は、<mark>別紙2の第4の1の</mark>資源向上活動(共同)について、別記1-2の国が 定める活動指針及び活動要件を基礎として、別記1-3の地域活動指針の策定及び同指針に 基づき定める要件の設定に係るガイドラインに従い、要綱基本方針において、地域活動指針 及び同指針に基づき定める要件を策定する。
- $(2) \sim (6)$  (略)
- (7)要綱別紙2の第4の2の農村振興局長が別に定める資源向上活動(長寿命化)の対象施設・対象活動に関する国の指針は、別記1-2に定めるとおりとする。都道府県知事は、国が定める活動指針を基礎として、資源向上活動(長寿命化)の対象施設・対象活動の指針を策定する。
- (8) 要綱別紙2の第4の2の(3)の活動内容の特例の内容は、都道府県知事が策定する対象施設・対象活動に関する指針及び要綱別紙2の第4の(2)の要件にかかわらず、被災した対象農用地の区域内の農地周りの施設の応急措置又は補修・更新等に取り組むことにより、当該年度の活動要件を満たすものとみなすこととする。
- (9) 市町村長は、要綱別紙2の第4の2の(3) の活動の特例措置を適用しようとするときは、都道府県知事と協議の上、活動の特例措置を適用する対象組織を指定し、都道府県知事を通じて地方農政局長等の承認を受けるものとする。なお、当該対象組織の活動の特例措置の延長が必要な場合、市町村長は、毎年度、都道府県知事と協議した上で、当該措置の延長について、都道府県知事を通じて地方農政局長等の承認を受けるものとする。
- (10) (略)
- (11) 要綱別紙2の第4の4の対象組織の特定非営利活動法人化は、対象組織が本交付金に係る 事業の実施期間中に、交付金による取組を実施するため、特定非営利活動促進法(平成10年

(平成10年法律第7号) 第2条に規定された特定非営利活動法人を設立することとする。

(12) (略)

3 • 4 (略)

### 5 事業計画の認定

(1) 要綱別紙2の第5の4の(1) の事業計画書の提出は、<mark>要綱別紙2の第4に定める活動</mark> <u>(以下「</u>資源向上活動」という。) を開始しようとする年度の6月30日(地方公共団体の関連予算の成立時期が遅れる等特別な事情がある場合において、市町村長が、都道府県知事を通じて、地方農政局長等に対して、同日までに様式第1-4号により届出を行ったときにあっては、当該年度の10月31日)までに様式第6-6号により市町村長に提出するものとする

 $(2) \sim (4)$ 

# 6 事業計画の変更

- (1) (2) (略)
- (3) 要綱別紙2の第5の5の(2) の事業計画の変更の認定通知の様式は、様式第1-5号 $\frac{\mathbb{Z}}$  は様式第1-15号とする。
- (4) (略)

# 7 活動の実施

(1)対象活動期間

資源向上支払交付金については、対象組織の事業計画が認定された年度の4月1日以降に 実施した資源向上活動について支援の対象とする。

(2) 施設の長寿命化のための活動等の実施方法

対象組織は、資源向上活動(長寿命化)等を実施する場合、自ら施工する<mark>直営</mark>施工又は外注によって、対象活動を実施するものとし、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア <u>直営</u>施工においては、対象組織は、計画に基づき、工事の品質及び出来形について確認 し、適正な活動の実施を図るとともに、活動期間中の事故防止等について細心の注意を払 うものとする。なお、施工管理・安全管理等について、必要に応じて、専門的な知見又は 技術を有している者の指導、助言等の活用を図るものとする。

イ (略)

(3) (略)

(4) 会計経理の適正化

資源向上支払交付金の交付を受けた対象組織の代表者は、次の事項に留意して会計経理を 行うものとする。

ア 資源向上支払交付金は、本交付金以外の事業と区分して経理を行うこと。

イ・ウ (略)

(5) (略)

8 (略)

法律第7号) 第2条に規定された特定非営利活動法人を設立することとする。

(12) (略)

3 · 4 (略)

### 5 事業計画の認定

(1)要綱別紙2の第5の4の(1)の事業計画書の提出は、資源向上活動を開始しようとする年度の6月30日(地方公共団体の関連予算の成立時期が遅れる等特別な事情がある場合において、市町村長が、都道府県知事を通じて、地方農政局長等に対して、同日までに様式第1-4号により届出を行ったときにあっては、当該年度の10月31日)までに様式第6-6号により市町村長に提出するものとする。

 $(2) \sim (4)$ 

### 6 事業計画の変更

- (1) (2) (略)
- (3) 要綱別紙 2 の第 5 の 5 の (2) の事業計画の変更の認定通知の様式は、様式第 1-5 号とする。
- (4) (略)

# 7 活動の実施

(1)活動実施期間

資源向上支払交付金については、対象組織の事業計画が認定された年度の4月1日以降に 実施した<u>要綱別紙2の第4に定める活動(以下「</u>資源向上活動<u>」という。)</u>について支援の対象と する。

(2) 施設の長寿命化のための活動等の実施方法

対象組織は、資源向上活動(長寿命化)等を実施する場合、自ら施工する<u>自主</u>施工又は外注によって、対象活動を実施するものとし、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア <u>自主</u>施工においては、対象組織は、計画に基づき、工事の品質及び出来形について確認し、適正な活動の実施を図るとともに、活動期間中の事故防止等について細心の注意を払うものとする。なお、施工管理・安全管理等について、必要に応じて、専門的な知見又は技術を有している者の指導、助言等の活用を図るものとする。

イ (略)

(3) (略)

(4) 会計経理の適正化

資源向上支払交付金の交付を受けた対象組織の代表者は、次の事項に留意して会計経理を 行うものとする。

ア 資源向上支払交付金は、<u>多面的機能支払</u>交付金以外の事業と区分して経理を行うこと。 <u>また、要綱別紙2の第4の2の資源向上活動(長寿命化)以外の資源向上支払交付金は、</u> 資源向上活動(長寿命化)に係る交付金と区分して経理を行うこととするが、農地維持支 払交付金とは区分せずに経理を行うことができる。

イ・ウ (略)

(5) (略)

8 (略)

# 9 実施状況の報告

- (1) (略)
- (2)要綱別紙2の第4の3に定める地域資源保全プランの策定のための支援について<mark>認定</mark>された対象組織については、当該支援に係る交付金の交付を受けた年度の(1)の期日までに、地域資源保全プラン又はその写しを市町村長に提出するものとする。
- (3)要綱別紙2の第4の4に定める組織の広域化・体制強化のための支援について<mark>認定</mark>された対象組織については、当該支援に係る交付金の交付を受けた年度の(1)の期日までに、広域協定書の認定通知書又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第13条第2項の登記事項証明書の写しを市町村長に提出するものとする。
- (4) 要綱別紙2の第5の7の(2)の<u>広域</u>協定参加者からの活動報告及びその確認の方法は、 別記1-5に定めるとおりとする。

# 10 実施状況の確認

- $(1) \sim (3)$  (略)
- (4) 市町村長は、対象組織が行う多面的機能の増進を図る活動について、定期的に対象組織から自己評価を求めるとともに、取組の実施状況等をもとに評価し、必要に応じて指導・助言を行う。

# 11 (略)

- 12 資源向上支払交付金の清算
- (1)対象組織は、事業計画に定める実施期間終了年度末に残額が生じたときは、当該残額を市町村長に返還するものとする。ただし、実施期間終了年度の翌年度を始期とする新たな事業計画の認定を受け、資源向上活動を継続する対象組織については、活動の円滑な継続のために、当該残額を新たな事業計画に基づく本交付金の経理に含めることができるものとする。
- (2) 市町村長は、(1) により対象組織から資源向上支払交付金を含む本交付金に返還があった場合は、当該返還額のうち、国及び都道府県の助成を都道府県に返還するとともに、都道府県は国の助成を国に返還するものとする。
- 13 資源向上支払交付金の交付方法
- (1) (略)
- (2) 都道府県は、資源向上支払交付金の対象農用地が存する市町村からの申請に基づき、要綱別紙2の第6の1の合計額の範囲内で市町村に交付金を交付する。
- (3) (略)

# 14 事業実績の報告

- (1) (略)
- (2) 実施状況の報告

ア (略)

イ 要項別紙2の第8の2の(2)の報告について、市町村長は10の実施状況の確認を終え えたときには、速やかに様式第1-9号又は様式第1-17号の実施状況確認報告書及び多

# 9 実施状況の報告

(1) (略)

- (2)要綱別紙2の第4の3に定める地域資源保全プランの策定のための支援について<mark>採択</mark>された対象組織については、当該支援に係る交付金の交付を受けた年度の(1)の期日までに、地域資源保全プラン又はその写しを市町村長に提出するものとする。
- (3) 要綱別紙2の第4の4に定める組織の広域化・体制強化のための支援について採択された対象組織については、当該支援に係る交付金の交付を受けた年度の(1)の期日までに、広域協定書の認定通知書又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第13条第2項の登記事項証明書の写しを市町村長に提出するものとする。
- (4) 要綱別紙2の第5の7の(2) の協定参加者からの活動報告及びその確認の方法は、別記 1-5 に定めるとおりとする。

## 10 実施状況の確認

- $(1) \sim (3)$  (略)
- (4) 市町村長は、対象組織が行う多面的機能の増進を図る活動について、定期的に活動組織から自己評価を求めるとともに、取組の実施状況等をもとに評価し、必要に応じて指導・助言を行う。

# 11 (略)

- 12 資源向上支払交付金の清算
- (1) 対象組織は、事業計画に定める実施期間終了年度末に残額が生じたときは、当該残額を市町村長に返還するものとする。ただし、実施期間終了年度の翌年度を始期とする新たな事業計画の認定を受け、資源向上活動(共同)を継続する対象組織については、活動の円滑な継続のために、当該残額を新たな事業計画に基づく農地維持支払交付金及び資源向上活動(共同)に係る交付金の経理に含めることができるものとする。また、同様に、資源向上活動(長寿命化)を継続する対象組織については、当該残額を新たな事業計画に基づく資源向上活動(長寿命化)に係る交付金の経理に含めることができるものとする。
- (2) 市町村長は、(1) により対象組織から資源向上支払交付金を含む<mark>多面的機能支払</mark>交付金に返還があった場合は、当該返還額のうち、国及び都道府県の助成を都道府県に返還するとともに、都道府県は国の助成を国に返還するものとする。

# 13 資源向上支払交付金の交付方法

- (1) (略)
- (2) 都道府県は、資源向上支払の対象農用地が存する市町村からの申請に基づき、要綱別紙2 の第6の1の合計額の範囲内で市町村に交付金を交付する。
- (3) (略)

### 14 事業実績の報告

- (1) (略)
- (2) 実施状況の報告

ア (略)

イ 要項別紙2の第8の2の(2)の報告について、市町村長は<u>11</u>の実施状況の確認を終えたときには、速やかに様式第1-9号又は様式第1-17号の実施状況確認報告書及び多面

面的機能の増進を図る活動の取組状況評価書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

ウ (略)

15~16 (略)

- 17 資源向上支払交付金の返還
- (1) (略)
- (2) 返還の手続

ア 市町村長は、対象組織が資源向上支払交付金を含む本交付金を返還する必要が生じた場合には、当該対象組織の代表者に速やかに通知し、市町村が交付した交付金の返還を求めるものとする。ただし、要綱別紙2の第9の2の場合は、当該年度以降の交付金の交付の際に、当該返還相当額を相殺し、交付することができることとする。

イ 市町村長はアにより対象組織から資源向上支払交付金を含む本交付金の返還があった場合は、当該返還額のうち、国及び都道府県の助成を都道府県に返還するとともに、都道府県は国の助成を国に返還するものとする。

# 第3 多面的機能支払交付金に係る基本方針等の作成

- 1 基本方針及び促進計画の策定
- (1) (2) (略)
- (3) 要綱基本方針の策定

ア 要綱別紙3の第1の3の要綱基本方針は、様式第3-1号により作成し、その内容については、次の事項に留意して記載する。

 $a \sim h$  (略)

i 要綱別紙3の第1の3の(1)のエの地域の推進体制には、本交付金の実施体制に関する基本的考え方及び地域の推進体制を構成する関係団体の役割分担等を記載する。

イ~エ (略)

オ 都道府県知事は、要綱別紙3の第1の3の(1)のアからエの内容のほか、日本型直接 支払推進交付金実施要綱<u>(平成28年4月1日付け27農振第2218号農林水産事務次官依命</u> 通知)別紙1の第1の1の(5)、2の(6)及び3の(4)に規定する事務支援組織 の特定非営利活動法人化支援の対象となる区域の規模を要綱基本方針に定めることがで きる。

2 (略)

# 第4 広域活動組織

 $1 \sim 4$  (略)

5 広域活動組織の業務

要綱別紙5の第7の3の農村振興局長が別に定める事業は、次に掲げる事業とする。

- $(1) \sim (4)$  (略)
- (5)農山漁村振興交付金のうち都市農村共生・対流及び地域活性化対策

的機能の増進を図る活動の取組状況評価書を作成し、都道府県知事に提出するものとする

ウ (略)

15~16 (略)

- 17 資源向上支払交付金の返還
- (1) (略)
- (2) 返還の手続

ア 市町村長は、対象組織が資源向上支払交付金を含む<mark>多面的機能支払</mark>交付金を返還する必要が生じた場合には、当該対象組織の代表者に速やかに通知し、市町村が交付した交付金の返還を求めるものとする。ただし、要綱別紙2の第9の2の場合は、当該年度以降の交付金の交付の際に、当該返還相当額を相殺し、交付することができることとする。

イ 市町村長はアにより対象組織から資源向上支払交付金を含む<u>多面的機能支払</u>交付金の返 還があった場合は、当該返還額のうち、国及び都道府県の助成を都道府県に返還するとと もに、都道府県は国の助成を国に返還するものとする。

# 第3 多面的機能支払交付金に係る基本方針等の作成

- 1 基本方針及び促進計画の策定
- (1) (2) (略)
- (3)要綱基本方針の策定

ア 要綱別紙3の第1の3の要綱基本方針は、様式第3-1号により作成し、その内容については、次の事項に留意して記載する。

a ~ h (略)

i 要綱別紙3の第1の3の(1)のエの地域の推進体制には、<mark>多面的機能支払</mark>交付金の 実施体制に関する基本的考え方及び地域の推進体制を構成する関係団体の役割分担等を 記載する。

イ~エ (略)

オ 都道府県知事は、要綱別紙 3 の第 1 の 3 の(1)のアからエの内容のほか、日本型直接 支払推進交付金実施要綱別紙 1 の第 1 の 1 の(5)、2 の(6)及び 3 の(4)に規定する 事務支援組織の特定非営利活動法人化支援の対象となる区域の規模を要綱基本方針に定める ことができる。

2 (略)

# 第4 広域活動組織

 $1 \sim 4$  (略)

5 広域活動組織の業務

要綱別紙5の第7の3の農村振興局長が別に定める事業は、次に掲げる事業とする。

- $(1) \sim (4)$  (略)
- (5) 都市農村共生·対流総合対策交付金

# 第5 活動組織

1 規約

要綱別紙6の第3の2の活動組織<u>の運営等に係る</u>規約<u>(以下「活動組織規約」という。)</u>は別記6-1に示した記載例等を参考に作成するものとする。

2 活動組織の業務

要綱別紙6の第4の3の農村振興局長が別に定める事業は、農地耕作条件改善事業とする。

附則 (平成29年3月31日付け28農振第2312号)

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

2~10 (略)

11 本要領に基づき平成<u>28</u>年度までに交付された多面的機能支払交付金の使途については、なお 従前の例による。

[削除]

<u>12</u> (略)

13 別記1-2の第2の2の(5)のイについては、平成28年度までに多面的機能の増進を図る 活動を含んだ事業計画の認定を受けた対象組織について、当該事業計画に定める実施期間中は これを適用しないものとする。

# 第5 活動組織

1 規約

要綱別紙 6 の第 3 の 2 の活動組織規約は別記 6-1 に示した記載例等を参考に作成するものとする。

[新設]

附則(平成28年6月9日付け28農振第708号)

1 この要領は、平成28年6月9日から施行する。

2~10 (略)

- 11 本要領に基づき平成27年度までに交付された多面的機能支払交付金の使途については、なお 従前の例による。
- 12 本要領に基づき平成27年度までに交付された多面的機能支払推進交付金の取扱いについては、なお従前の例による。

13 (略)

[新設]

# 実施要領 別記 一覧

				提出先	
	関係条項			協議先	
番号	(実施要領)	内 容	作成者等	通知先等	備考
多面的樹	機能支払交付金関係				
1-1	第1の1の(2)	対象農用地等面積の測定につ	_	_	農地維持支払・
	第2の1の(2)	いて			資源向上支払共通
1-2	第1の2の(1)	国が定める活動指針及び活動	_	_	農地維持支払・
	第2の2の(1)	要件			資源向上支払共通
1-3	第1の2の(1)	地域活動指針の策定及び同指	都道府県知事	_	農地維持支払・
	第2の2の(1)	針に基づき定める要件の設定 に係るガイドライン			資源向上支払共通
1 - 4	第1の2の(2)	地域資源の適切な保全管理の	対象組織	市町村長	農地維持支払
		ための推進活動及び地域資源 保全管理構想の策定について			
1 - 5	第1の8の(2)	複数の集落等から構成する対	対象組織	_	農地維持支払・
	第2の9の(4)	象組織における活動の計画・ 実施・報告等及び活動報告の 確認の方法について			資源向上支払共通
2-1	第2の2の (10)	地域資源保全プランの策定について	広域活動組織	市町村長	資源向上支払
3-1	第1の9の(3)	市町村が行う対象組織の農地	市町村長	_	
	第2の10の(3)	維持活動及び資源向上活動の 実施状況の確認について			
広域活動	助組織関係				
5-1	第4の3	広域協定書	広域活動組織	市町村長	
5-2	第4の4	広域協定運営委員会規則	広域活動組織	_	
活動組織		1			
6-1	第5の1	○○活動組織規約	活動組織	_	

# 実施要領 別記 一覧

	BB for the ser			提出先	
	関係条項			協議先	
番号	(実施要領)	内 容	作成者等	通知先等	備考
多面的	幾能支払交付金関係				
1 - 1	第1の1の(2)	対象農用地等面積の測定につ	-	_	農地維持支払・
	第2の1の(2)	いて			資源向上支払共通
1-2	第1の2の(1)	国が定める活動指針及び活動	_	_	農地維持支払・
	第2の2の(1)	要件			資源向上支払共通
1-3	第1の2の(1)	地域活動指針の策定及び同指	都道府県知事	_	農地維持支払・
	第2の2の(1)	針に基づき定める要件の設定			資源向上支払共通
		に係るガイドライン			
1 - 4	第1の2の(2)	地域資源の適切な保全管理の	<u>=</u>	=	[新規]
		ための推進活動及び地域資源 保全管理構想の策定について			
1-5	第1の8の(2)	複数の集落等から構成する対	対象組織		## 1144/644### 1-141
1-5	第1の8の(2)	象組織における活動の計画・	> 外 家	_	農地維持支払・
	弗 2 の 9 の (4)	実施・報告等及び活動報告の			資源向上支払共通
		確認の方法について			
2 - 1	第2の2の (10)	地域資源保全プランの策定に	広域活動組織	市町村長	[新規]
		ついて			
3 - 1	第1の9の(3)	市町村が行う対象組織の農地	市町村長	_	
	第2の10の(3)	維持活動及び資源向上活動の実施状況の確認について			
		夫旭小小儿V/推覧(C. )( ・ C			
	動組織関係 T	Γ			
5 - 1	第4の3	広域協定書	広域活動組織	市町村長	
5 - 2	第4の4	広域協定運営委員会規則	広域活動組織	_	
活動組織	哉関係				
6-1	第5の1	○○活動組織規約	活動組織	_	

(別記1-2)

# 国が定める活動指針及び活動要件

### 第1 (略)

# 第2 国が定める活動要件の考え方

活動指針に基づき、農地維持活動、資源向上活動(地域資源の質的向上を図る共同活動)に関する国としての活動要件を以下の考え方に基づき定める。

- 1 (略
- 2 資源向上活動(地域資源の共同活動を図る共同活動)
- $(1) \sim (4)$  (略)
- (5) 多面的機能の増進を図る活動については、任意の取組とし、以下のとおりとする。 ア 取組内容を定めた上で毎年度実施する。
  - イ 広報活動は毎年度実施する。ただし、対象農用地に要領第1の4の(8)の農業地域類型区分の「中間農業地域」若しくは「山間農業地域」が含まれる場合又は要領第1の4の(9)の8法地域に該当する場合は、広報活動の実施を必ずしも求めるものではない。

# 第3 活動指針及び活動要件

- 1 (略)
- 2 資源向上活動
- (1) (2) (略)
- (3) 多面的機能の増進を図る活動

活動項目	取組	活動要件
多面的機能の増進を図る活動	□遊休農地の有効活用 □農地周りの共同活動の強化 □地域住民による直営施工 □防災・減災力の強化 □農村環境保全活動の幅広い展開 □医療・福祉との連携 □農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	任意の取組とし、実施する場合は、取組内容を選択した上で、毎年度実施する <u>とともに、</u> 広報活動を毎年度実施する。

3 (略)

# 第4 取組の説明

- 1 (略)
- 2 資源向上活動(地域資源の質的向上を図る共同活動)

(別記1-2)

# 国が定める活動指針及び活動要件

# 第1 (略)

# 第2 国が定める活動要件の考え方

活動指針に基づき、農地維持活動、資源向上活動(地域資源の質的向上を図る共同活動)に関する国としての活動要件を以下の考え方に基づき定める。

- 1 (略
- 2 資源向上活動(地域資源の共同活動を図る共同活動)
- $(1) \sim (4)$  (略)
- (5) 多面的機能の増進を図る活動については、任意で取組内容を定めた上で毎年度実施する。

## 第3 活動指針及び活動要件

- 1 (略)
- 2 資源向上活動
- (1) (2) (略)
- (3) 多面的機能の増進を図る活動

活動項目	取組	活動要件
多面的機能の増進を図る活動	□遊休農地の有効活用 □農地周りの共同活動の強化 □地域住民による直営施工 □防災・減災力の強化 □農村環境保全活動の幅広い展開 □医療・福祉との連携 □農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	任意の取組とし、実施 する場合は、取組内容 を選択した上で、毎年 度実施する。

3 (略)

# 第4 取組の説明

- 1 (略
- 2 資源向上活動(地域資源の質的向上を図る共同活動)

- (1) (2) (略)
- (3) 多面的機能の増進を図る活動
  - □游休農地の有効活用
    - 地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動を行うこと。
  - □農地周りの共同活動の強化
    - 鳥獣被害防止のための対策施設の設置や農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動を行うこと。
  - □地域住民による直営施工
    - 農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技 術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動を行うこと。
  - □防災・減災力の強化
    - ・ 水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化等、地域 が一体となった防災・減災力の強化のための活動を行うこと。
  - □農村環境保全活動の幅広い展開
    - ・ 農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、 農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動を行うこと(地域資源の質的向上を図る共 同活動において取り組まれる農村環境保全活動に加えて、1テーマを選択し農村環境 保全活動を実施する対象組織及び4に定める活動を実施する対象組織が対象)。
  - □医療・福祉との連携
    - ・ 地域の医療・福祉施設等と連携した、農村環境保全活動への参画や農業体験等を通 じた交流活動等、地域と医療・福祉施設等との連携を強化する活動を行うこと。
  - □農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化
    - ・ 農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動を行うこと。

# □広報活動

- ・ 多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画を促進するために、パンフ レット・機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設
- ・更新等の活動を行うこと。
- 3 資源向上活動(施設の長寿命化のための活動)
- (1) 水路(開水路、パイプライン)に関する対象活動
  - ア 水路本体
  - ① (略)
  - ② 更新等
    - □素堀り水路からコンクリート水路への更新
      - ・ 水路法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日 常管理が困難な場合、コンクリート製の水路に更新するなどの対策を行うこと。
    - □水路の更新
      - 老朽化や不同沈下等による通水機能への支障が路線全体を通じて生じている場合、水路の路線全体の更新による対策を行うこと。
  - イ (略)
- (2) (3) (略)
- 4 (略)

- (1) (2) (略)
- (3) 多面的機能の増進を図る活動
  - □遊休農地の有効活用
    - ・ 地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付 等、游休農地の有効活用のための活動を行うこと。
  - □農地周りの共同活動の強化
    - ・ 鳥獣被害防止のための対策施設の設置や農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等 の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動を行うこと。
  - □地域住民による直営施工
    - ・ 農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技 術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動を行うこと。
  - □防災・減災力の強化
    - ・ 水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化等、地域 が一体となった防災・減災力の強化のための活動を行うこと。
  - □農村環境保全活動の幅広い展開
    - ・ 農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、 農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動を行うこと(地域資源の質的向上を図る共 同活動において取り組まれる農村環境保全活動に加えて、1テーマを選択し農村環境 保全活動を実施する対象組織及び4に定める活動を実施する対象組織が対象)。
  - □医療・福祉との連携
    - ・ 地域の医療・福祉施設等と連携した、農村環境保全活動への参画や農業体験等を通 じた交流活動等、地域と医療・福祉施設等との連携を強化する活動を行うこと。
  - □農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化
    - ・ 農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動を行うこと。
- 3 資源向上活動 (施設の長寿命化のための活動)
- (1) 水路 (開水路、パイプライン) に関する対象活動
  - ア 水路本体
  - ① (略)
  - ② 更新等
  - □素堀り水路からコンクリート水路への更新
    - ・ 水路法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの 日常管理が困難な場合、コンクリート製の水路に更新するなどの対策を行うこ と。
  - □水路の更新 (一路線全体)
    - 老朽化や不同沈下等による通水機能への支障が路線全体を通じて生じている場合、水路の路線全体の更新による対策を行うこと。

イ (略)

- (2) (3) (略)
- 4 (略)

(別記1-4)

地域資源の適切な保全管理のための推進活動に関する活動指針

# 第1~第3 (略)

# 第4 地域資源保全管理構想の策定

- 1 (略)
- 2 地域資源保全管理構想

地域資源保理構想は、別記1-4様式<u>により提出するものとし、別添</u>を参考に、以下の項目について、記載する。

 $(1) \sim (5)$  (略)

(別記1-4)

地域資源の適切な保全管理のための推進活動に関する活動指針

# 第1~第3 (略)

# 第4 地域資源保全管理構想の策定

- 1 (略)
- 2 地域資源保全管理構想 地域資源保理構想は、別記1-4様式を参考に、以下の項目について、記載する。

 $(1) \sim (5)$  (略)

(別記1-4様式)

 番
 号

 年
 月

○○市町村長 殿

 対象組織代表
 印

# 平成〇〇年度 多面的機能支払交付金に係る地域資源保全管理構想の届出書

多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産事務次 官依命通知)第1の2の(2)に基づき、別添のとおり、地域資源保全管理構想を提出します。 (別記1-4様式)

# 〇〇地区地域資源保全管理構想 (〇年〇月作成)

- 1. 地域で保全管理していく農用地及び施設
- (1) 農用地
- (2) 水路、農道、ため池
- (3) その他施設等
- ・対象とする農用地、施設の範囲、数量、位置を記載する。
- ・「その他施設等」には、鳥獣害防止施設、防風林等その他 の地域で保全管理していく施設について記載する。
- 2. 地域の共同活動で行う保全管理活動
- (1) 農用地について行う活動
- (2) 水路、農道、ため池について行う活動
- (3) その他施設について行う活動
- ・対象とする活動の範囲、内容を記載する。

・担い手農家、それ以外の農家、土地持ち非

農家、地域住民等の参画等を記載する。

- 3. 地域の共同活動の実施体制
- (1)組織の構成員、意思決定方法
- (2) 構成員の役割分担
  - ① 農用地について行う活動
  - ② 水路、農道、ため池について行う活動
  - ③ その他施設について行う活動
- 4. 地域農業の担い手の育成・確保
- (1) 担い手農家の育成・確保
- (2) 農地の利用集積

- ・人・農地プラン等を基に、担い手農家、農 地集積の現状及び目標を記載する。
- 5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策
  - ・作成後5年程度を見通し、今後の課題、目指すべき姿、そのために取り組むべき活動・方 策を記載する。

(取り組むべき活動・方策の例)

- ・組織体制の強化や活動の拡大を図るための広域組織化やNPO法人化
- ・農地や施設、地域環境を保全するための農地周辺部の活動拡大や遊休農地の有効利用
- ・地域を守る取組の魅力を情報発信する活動、活動への新たな参画者を募る活動
- ・地域の景観・環境の維持等、地域資源の魅力を高め、関心を高める活動
- ・保全管理の省力化のための簡易な基盤整備や機械化、保全管理に必要な施設整備
- ※ ため池やその他施設等は、該当がない場合は、項目を削除する。

(別添)

# 〇〇地区地域資源保全管理構想 (〇年〇月作成)

- 1. 地域で保全管理していく農用地及び施設
- (1)農用地
- (2) 水路、農道、ため池
- (3) その他施設等
- ・対象とする農用地、施設の範囲、数量、位置を記載する。
- ・「その他施設等」には、鳥獣害防止施設、防風林等その他 の地域で保全管理していく施設について記載する。
- 2. 地域の共同活動で行う保全管理活動
- (1)農用地について行う活動
- (2) 水路、農道、ため池について行う活動
- (3) その他施設について行う活動
- 3. 地域の共同活動の実施体制
- (1) 組織の構成員、意思決定方法
- (2) 構成員の役割分担
  - ① 農用地について行う活動
  - ② 水路、農道、ため池について行う活動
  - ③ その他施設について行う活動
- 4. 地域農業の担い手の育成・確保
- (1) 担い手農家の育成・確保
- (2) 農地の利用集積

・担い手農家、それ以外の農家、土地持ち非 農家、地域住民等の参画等を記載する。

・対象とする活動の範囲、内容を記載する。

- ・人・農地プラン等を基に、担い手農家、農 地集積の現状及び目標を記載する。
- 5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策
  - ・作成後5年程度を見通し、今後の課題、目指すべき姿、そのために取り組むべき活動・方 策を記載する。

(取り組むべき活動・方策の例)

- ・組織体制の強化や活動の拡大を図るための広域組織化やNPO法人化
- ・農地や施設、地域環境を保全するための農地周辺部の活動拡大や遊休農地の有効利用
- ・地域を守る取組の魅力を情報発信する活動、活動への新たな参画者を募る活動
- ・地域の景観・環境の維持等、地域資源の魅力を高め、関心を高める活動
- ・保全管理の省力化のための簡易な基盤整備や機械化、保全管理に必要な施設整備
- ※ ため池やその他施設等は、該当がない場合は、項目を削除する。

(別記6-1) (別記6-1) 〇〇活動組織規約(例) 〇〇活動組織規約(例) 平成○○年○○月○○日制定 平成○○年○○月○○日制定 第1章 総則 第1章 総則 第1条・第2条 (略) 第1条・第2条 (略) (目的) (目的) 第3条 活動組織は、第4条の構成員による農地維持活動又は資源向上活動を通じ、○○○○に存 ┃第3条 活動組織は、第4条の構成員による農地維持活動又は資源向上活動を通じ、○○○○に存 する農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全並びに水路・農道等の施設の長寿命化を┃する農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全並びに水路・農道等の施設の長寿命化を┃ 図ることを目的とする。 図ることを目的とする。 (注) 多面的機能支払交付金以外の事業の事業実施主体となる場合は、第3条を以下の内容の規 定として下さい。 第3条 活動組織は、第4条の構成員による農地維持活動若しくは資源向上活動又はそれらに資 する活動を通じ、〇〇〇〇に存する農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全並びに 水路・農道等の施設の長寿命化を図る活動をも目的とする。 第2章~第7章 (略) 第2章~第7章 (略) 附則 (略) 附則 (略)

(別紙)

平成 年 月 日

# OO活動組織参加同意書

以下3. の構成員は、〇〇活動組織へ参加するとともに、活動組織の代表、役員を下記1. 2. のとおり定めます。

# 1. 代表

役職名	氏名	住所	備考

# 2. 役員

役職名	氏名	住所	備考

# 3. 構成員

### (1) 〇〇集落

### 農業者<sup>注1</sup>

役職名	氏名	住所	備考

### ② 農業者以外

役職名	氏名	住所	備考

# (2) 〇〇集落

① 皮末日	① 成末日						
役職名	氏名	住所	備考				

# ② 農業者以外

	M/I		
役職名	氏名	住所	備考

# (3) 団体<sup>注2</sup>

<u>役職名</u>	氏名	住所	団体名

# 4. 構成員人数<sup>注3</sup>

註	農業者	農業者以外
人	人	人

注1:「農業者」とは、活動計画書に位置付けられている農用地において耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体。

注2: 団体においては、活動組織の構成員となる者は代表者とする。

注3: 構成員人数には、3の(1)、(2)の個人及び(3)の団体に所属する者の合計を、農業者と農業者以外に分けて記載。

(別紙)

平成 年 月 日

# OO活動組織参加同意書

以下3. の構成員は、○○活動組織へ参加するとともに、活動組織の代表、役員を下記1. 2. のとおり定めます。

# 1. 代表

役職名	氏名	住所	備考

# 2 沿昌

2.	<u> </u>							
	役職名	氏名	住所	備考				

### 3. 構成員

# (1) 〇〇集落

# ① 農業者

役職名	氏名	住所	備考
[削除]	[削除]	[削除]	[削除]

### ② 典業老以外

<u>亿</u> 辰未在	₹)辰未有以介					
役職名	氏名	住所	備考			
[削除]	[削除]	[削除]	[削除]			

# (2) 〇〇集落

### ① 農業者

U XX	/ 版本日					
役職名	氏名	住所	備考			
[削除]	[削除]	<u>[削除]</u>	[削除]			

# ② 農業者以外

役職名	氏名	住所	備考
「削除〕	「削除〕	「削除」	「削除〕

### (3) 団体

氏名	住所	団体名
[削除]	[削除]	[削除]

注1:「農業者」とは、活動計画書に位置付けられている農用地において耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体。

注2: 団体においては、活動組織の構成員となる者は代表者とする。

# 多面的機能支払交付金実施要領 様式集

番号	様式名	作成者	申請 (提出)先	備考
多面的機	能支払交付金関係			
1-3	多面的機能支払交付金に係る活動計画書	活動組織 広域活動組織	市町村	
1-4	多面的機能支払交付金に係る事業計画書の提出期限の延長届出書	市町村 都道府県	都道府県 国	
1-5	多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定について	市町村	活動組織 広域活動組織	
1-6	多面的機能支払交付金 活動記録	活動組織 広域活動組織	市町村	
1-7	多面的機能支払交付金 金銭出納簿	活動組織 広域活動組織	市町村	
1-8	多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書	活動組織 広域活動組織	市町村	
1-9	多面的機能支払交付金に係る実施状況確認報告書	市町村	都道府県	
1-10	多面的機能支払交付金に係る実施状況取りまとめ報告書	都道府県	玉	
1-11	財産管理台帳	活動組織 広域活動組織	-	
1-12	工事に関する確認書	活動組織 広域活動組織	市町村	
1-15	多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定について	市町村	認定団体	
1-16	多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書 環境保全型農業直接支払交付金に係る営農活動実績報告書の提出について	認定団体	市町村	
1-17	多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書 中山間地域等直接支払交付金に 係る実施状況報告書 環境保全型農業直接支払交付金に係る実施結果報告書の提 出について	市町村	都道府県	
1-18	多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書 中山間地域等直接支払交付金に 係る実施状況報告書 環境保全型農業直接支払交付金に係る実施結果取りまとめ 報告書の提出について	都道府県	围	
3-1	多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)	都道府県	国	
3-2	多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)の同意申請書	都道府県	国	
3-3	多面的機能支払交付金事業実施計画書(実績報告書)の提出について	都道府県	国	
3-4	多面的機能支払交付金事業実施計画書(実績報告書)の提出について	市町村	都道府県	
広域活動網	組織関係			
5	広域協定の認定書	市町村	広域活動組織	

# 多面的機能支払交付金実施要領 様式集

番号	様式名	作成者	申請 (提出)先	備考
多面的機	能支払交付金関係			
1-3	多面的機能支払交付金に係る活動計画書	活動組織 広域活動組織	市町村	
1-4	多面的機能支払交付金に係る事業計画書の提出期限の延長届出書	都道府県 国		
1-5	多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定について	市町村	活動組織 広域活動組織	
1-6	多面的機能支払交付金 活動記録	活動組織 広域活動組織	市町村	
1-7	多面的機能支払交付金 金銭出納簿	活動組織 広域活動組織	市町村	
1-8	多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書	活動組織 広域活動組織	市町村	
1-9	多面的機能支払交付金に係る実施状況確認報告書	市町村	都道府県	
1-10	多面的機能支払交付金に係る実施状況取りまとめ報告書	都道府県	围	
1-11	財産管理台帳 活動組織 広域活動組織		-	
1-12	工事に関する確認書	活動組織 広域活動組織	市町村	
1-15	多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定について	市町村	認定団体	
1-16	多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書 環境保全型農業直接支払交付金に係る営農活動実績報告書の提出について	認定団体	市町村	
1-17	多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書 中山間地域等直接支払交付金に 係る実施状況報告書 環境保全型農業直接支払交付金に係る実施結果報告書の提 出について	市町村	都道府県	
1-18	多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書 中山間地域等直接支払交付金に 係る実施状況報告書 環境保全型農業直接支払交付金に係る実施結果とりまとめ報告書の提出について	都道府県	匤	
3-1	多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)	都道府県	国	
3-2	多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)の同意申請書	都道府県	国	
3-3	多面的機能支払交付金事業実施計画書(実績報告書)の提出について	都道府県	国	
3-4	多面的機能支払交付金事業実施計画書(実績報告書)の提出について	市町村	都道府県	
広域活動組	組織関係			
5	広域協定の認定書	市町村	広域活動組織	

農業の有	業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律関係					
6-1	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針	都道府県	国			
6-2	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針の[制定/変更]について (協議)	都道府県	围			
6-3	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画	市町村	都道府県			
6-4	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画の[制定/変更]について(協 議)	市町村	都道府県			
6-5	多面的機能発揮促進事業に関する計画	活動組織 広域活動組織	市町村			
6-6	多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について	活動組織 広域活動組織	市町村			
6-7	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書	活動組織 広域活動組織	市町村			
6-8	多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要	市町村	-			

農業の有る	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律関係				
6-1	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針	都道府県	围		
6-2	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針の[制定/変更]について (協議)	都道府県	围		
6-3	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画	市町村	都道府県		
6-4	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画の[制定/変更]について(協 議)	市町村	都道府県		
6-5	多面的機能発揮促進事業に関する計画	活動組織 広域活動組織	市町村		
6-6	多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について	活動組織 広域活動組織	市町村		
6-7	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書	活動組織 広域活動組織	市町村		
6-8	多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要	市町村	-		

(様式第1-3号)

# 多面的機能支払交付金に係る活動計画書

# 〇〇市町村長 殿

		申請	平成	年	月	日
組織名	称					
代表:						印

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官 依命通知)別紙1の第5の2及び別紙2の第5の2に基づき、別添のとおり、多面的機能支払交付 金に係る活動計画書を提出します。

# ≪添付書類≫

活動組織 ••• 活動組織規約

広域活動組織 ••• 広域協定書、広域協定運営委員会規則

別添の皿の2の(3)の「地域資源保全プランの策定」の支援を受ける場合・・・・地域資源保全プラン<sup>※</sup> 別添の皿の2の(3)の「組織の広域化・体制強化」の支援を受ける場合・・・・・登記事項証明書の写し<sup>※</sup>

(※)認定申請又は実施状況報告時に提出

(様式第1-3号)

# 多面的機能支払交付金に係る活動計画書

〇〇市町村長 殿

		申請 F月日	平成	年	月	日
組織名	称					
代表者 氏名	Ť					印

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官 依命通知)別紙1の第5の2及び別紙2の第5の2に基づき、別添のとおり、多面的機能支払交付 金に係る活動計画書を提出します。

# 多面的機能支払交付金に係る活動計画書

組織名称	
所在地	

(注) 「所在地」欄には、組織が活動を実施する農用地の所在地を記入する。

<該当する活動にチェック>

□ 農地維持支払

□地域資源の質的向上を図る共同活動 □ 資源向上支払

[ □ 多面的機能の増進を図る活動 ]

□施設の長寿命化のための活動 □地域資源保全プランの策定

□ 組織の広域化・体制強化

### I. 地区の概要

#### 1. 活動期間

		活動開	始年度	活動終	了年度	交付金の交付年数
農地維持支払		平成	年度	平成	年度	年
資源向上支払	共同活動	平成	年度	平成	年度	年
贝森叫工又拉	施設の長寿命化	平成	年度	平成	年度	年

### 2. 保全管理する区域内の農用地、施設

							14.44. db 14.77.44	
認定農用地面積	Ħ	畑	畑草地		ž†		遊休農地面積	
(集落の管理する農用地)								
	а	а	a		a		а	
		水路			農道		ため池	(農用地にかかる
農業用施設	開水路	パイブラ	ぐ		辰坦		/207地	施設)
		km	km		km		箇所	
うち、施設の長寿命化 の対象施設		km	km		km		簡新	

#### 3. 交付金額

, ,	13 22 100									
		農地維持支払		j	(源向上支払(共同活動	b)	資源向上支払(施設の長寿命化)			
地目	対象農用地 面積	交付単価	年当たり 交付金額	対象農用地 面積	交付単価	年当たり 交付金額	対象農用地 面積	交付単価	年当たり 交付上限額	
Ħ	8	円/104	Я	a	円/10a	Я	a	円/10a	Ħ	
畑		円/104	Ħ		円/10a	н	a	円/10a	Ħ	
草地	а	円/104	В	a	円/10a	В	a	円/10a	н	
合計	8		н	а		В	а		Ħ	
借去										

### 4. 位置図 別紙のとおり

### 5. 保全管理する区域内に存在する集落数



7. 保全管理する区域の農業地域類型

□ 平地農業地域 □ 山間農業地域

□ 地域振興立法8法の該当あり

□ 都市的地域 □ 中間農業地域 該当する項目をチェック(複数選択可)

## 6. 中山間地域等直接支払交付金との重複面積等



8. 保全管理する区域の地域振興立法8法の該当状況

(注)中山間地域等直接支払交付金の集落協定等と重複する認定農用地のうち、この活動計画書に位置付けた農用地及び水路・農道等の管理に係る活動に ついては、多面的機能支払により行う。

### Ⅱ. 構造変化に対応した保全管理の目標

該当する項目をチェック(複数選択可) □ 地域内の中心経営体の育成・確保、農地集積を図り、中心経営体との役割分担や労力補完により保全管理を図る。 □ 集落営農組織の構築・充実等を図り、集落を基礎とした農業生産体制の整備と合わせた地域ぐるみの保全管理を図る。 □ 地域外の農業生産法人や認定農業者等への農地集積を図り、地域外の経営体との協力・役割分担により保全管理を図る。 □ 広域的な農地利用の調整、近隣集落との連携、旧村や水系単位等での連携を図り、集落間の相互の労力補完や広域的な活動により保全管理を図る。 ── 地域住民の参画、地域外の団体や都市住民等との連携を図り、地域外を含め多様な地域資源管理の担い手の確保により保全管理を図る。 □ その他

# 多面的機能支払交付金に係る活動計画書

組織名称	
所在地	
(34)	

(注) 「所在地」欄には、組織が活動を実施する農用地の所在地を記入する。

<該当する活動にチェック>

□ 農地維持支払

□ 資源向上支払 □地域資源の質的向上を図る共同活動

□施設の長寿命化のための活動

□地域資源保全プランの策定

[ □ 多面的機能の増進を図る活動 ]

□ 組織の広域化・体制強化

### I. 地区の概要

#### 1. 活動期間

		活動開	始年度	活動終	了年度	交付金の交付年数
農地	農地維持支払		年度	平成	年度	年
資源向上支払	共同活動	平成	年度	平成	年度	年
貝原門工叉仏	施設の長寿命化	平成	年度	平成	年度	年

#### o 但本等理士Z区域中の美田県 生物

休子日本 3 の日本 17 0	/展用地、爬数							
認定農用地面積	Ħ	畑	草:	地	8†		遊休農地面積	
(集落の管理する農用地)	а	а		а		а	a	
		水路			農道		ため池	(農用地にかかる
農業用施設	開水路	パイプラ	イン		辰坦		75877E	施設)
	kn	n	km		km		箇所	
うち、施設の長寿命化 の対象施設	kn	,	km		km		簡所	

#### 3. 交付金額

		農地維持支払		jf	『源向上支払(共同活動	b)	資源向上支払(施設の長寿命化)			
新規)	対象農用地 面積	交付単価	年当たり 交付金額	対象農用地 面積	交付単価	年当たり 交付金額	対象農用地 面積	交付単価	年当たり 交付上限額	
Ħ	8	円/104	Я	8	円/104	Я	8	円/104	円	
畑	а	円/104	Ħ	а	円/10a	н	а	円/104	Ħ	
草地	а	円/104	B	a	円/104	В	а	F3/10a	Ħ	
合計	а		Ħ	а		Ħ	а		Ħ	
(新規)										

(注)複数の交付単価が適用される場合には、行を追加して記入する。

#### 4. 位置図 別紙のとおり

5. 保全管理する区域内に存在する集落数

[新規]

集落

6. 中山間地域等直接支払交付金との重複面積等

[新規]

	重複面積	
	а	
(注)	由山間地域等直接で	划,存化

注)中山間地域等直接支払交付金の集落協定等と重複する認定農用地のうち、この活動計画書に位置付けた農用地及び水路・農道等の管理に係る活動については、多面的機能支払により行う。

### Ⅱ. 横浩変化に対応した保全管理の目標

	該当する項目をチェック(複数選	択可
П	地域内の中心経営体の育成・確保、農地集積を図り、中心経営体との役割分担や労力補完により保全管理を図る。	
	集落営農組織の構築・充実等を図り、集落を基礎とした農業生産体制の整備と合わせた地域ぐるみの保全管理を図る。	
	地域外の農業生産法人や認定農業者等への農地集積を図り、地域外の経営体との協力・役割分担により保全管理を図る。	
	広域的な農地利用の調整、近隣集落との連携、旧村や水系単位等での連携を図り、集落間の相互の労力補完や広域的な活動により保全管理を図る。	
	地域住民の参画、地域外の団体や都市住民等との連携を図り、地域外を含め多様な地域資源管理の担い手の確保により保全管理を図る。	
	₹の他 <b>(</b>	

# 皿. 活動の計画

# 1. 農地維持支払

①地域資源の基礎的保全活動

認定を受けた農用地及び施設について、次の活動を行う。

		NEWS TO	W-40	**********
		活動項目	取組	実施時期
	点検・	点検	遊休農地等の発生状況、対象施設における泥の堆積状況等を点検し、毎年記録管理する。	□ 農用地:毎年 ○ 月 □ 水路:毎年 ○ 月 □ 農道:毎年 ○ 月 □ ため池:毎年 ○ 月
研修		年度活動計画 の策定	点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度活動計画を毎年策定する。	毎年 〇 月
	定	事務・組織運営等 の研修	事務(書類作成、申請事務等)や組織運営に関する研修を活動期間内に1回以上受講する。	平成○年度、平成○年度
		遊休農地発生防止 のための保全管理	遊休農地発生防止のための保全管理等を実施する。	毎年 〇 回 (〇月、〇月、〇月)
	農用地	畦畔・農用地法面・ 防風林等の草刈り	<b>畦畔・農用地法面等の草刈り等を実施する。</b>	毎年 〇 回 (〇月、〇月、〇月)
	-	施設の適正管理	鳥獣書防護橋等の適正管理等、必要な取組を実施する。	点検結果に応じて 実施時期を決定
	水路	水路の草刈り	水路及び付帯施設(ポンプ場、調整施設等)やその周辺部の草刈りを実施する。	毎年 〇 回 (〇月、〇月、〇月)
		水路の泥上げ	水路及びポンプ吸水槽等の泥上げを実施する。	毎年 〇 月
実		施設の適正管理	ゲート類等の保守管理の徹底等、必要な取組を実施する。	点検結果に応じて 実施時期を決定
失践活動		路肩、法面の 草刈り	路肩・法面の草刈りを実施する。	毎年 〇 回 (〇月、〇月、〇月)
刺	農道	側溝の泥上げ	点検結果に基づいて、側溝の泥上げを実施する。	毎年 〇 月
		施設の適正管理	農道の路面維持等、必要な取組を実施する。	点検結果に応じて 実施時期を決定
		ため池の草刈り	草刈りを実施する。	毎年 〇 回 (〇月、〇月、〇月)
	ため池	ため池の泥上げ	点検結果に基づいて、泥上げを実施する。	毎年 〇 月
		施設の適正管理	かんがい期前の付帯施設の清掃・除塵等、必要な取組を実施する。	点検結果に応じて 実施時期を決定
	共通	異常気象時の対応	洪水、台風、地震等の後、安全を確認した上で、見回り及び必要に応じて応急措置を実施する。	洪水、台風、地震等の発生後
-			I .	

<sup>(</sup>注)「実施時期」欄内にチェックボックス「□」がある場合には、該当する項目にチェックを入れる。

# ②地域資源の適切な保全管理のための推進活動

活動項目	取組		実施時期	
地域	地域ぐるみで取り組む保全管理の内容 (1項目以上選択) 取組方向 (1項目以上選択) 取組方向 (1項目以上選択) 以組 では、1項目以上選択 はいきの人材・機材を有効・ はいきの人材・機材を有効・ しょり作等の近隔の担い手との協か、役割が担に基金を開いる。			
□ 高齢化の □ 不在村地	□ 農地の利用集積の進展に伴う農用地に係る管理作業 □ 入り作等の近隣の担い手との協力・役割分担に基 □ 地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制が公り □ 不在村地主等の遊休農地に係る管理作業 □ 地域住民、新規・定年就農者等、新たな保全管理 □ 素素化、地域住民等が担う共同利用施設の保全管理 □ 不在村地主をの連絡・調整体制の構築、連体系規			
推進活動	(1項目以上選択)	調査 5換会・ワークショップ・交流会の開催 内調査	毎年 〇 E (〇月、〇月、〇月)	

③農用地・施設の見回りを行う異常気象について

(注)農用地・施設の見回りを行う異常気象の種類や程度について記載する。

④農地維持支払における農振農用地区域外の扱い
□ 交付対象とする □ 交付対象としない

# Ⅲ. 活動の計画

# 1. 農地維持支払

①地域資源の基礎的保全活動

認定を受けた農用地及び施設について、次の活動を行う。

		活動項目	取組	実施時期
	点検・	点検	遊休農地等の発生状況、対象施設における泥の堆積状況等を点検し、毎年記録管理する。	□ 農用地:毎年 ○ 月 □ 水路:毎年 ○ 月 □ 歳道:毎年 ○ 月 □ ため池:毎年 ○ 月
研修		年度活動計画 の策定	点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度活動計画を毎年策定する。	毎年 〇 月
Ê		事務・組織運営等 の研修	事務(書類作成、申請事務等)や組織運営に関する研修を活動期間内に1回以上受講する。	平成〇年度、平成〇年度
		遊休農地発生防止 のための保全管理	遊休農地発生防止のための保全管理等を実施する。	毎年 〇 回 (〇月、〇月、〇月)
	農用地	畦畔・農用地法面・ 防風林等の草刈り	<b>畦畔・農用地法面等の草刈り等を実施する。</b>	毎年 〇 回 (〇月、〇月、〇月)
	_	施設の適正管理	鳥獣害防護柵等の適正管理等、必要な取組を実施する。	点検結果に応じて 実施時期を決定
		水路の草刈り	水路及び付帯施設(ポンプ場、調整施設等)やその周辺部の草刈りを実施する。	毎年 〇 回 (〇月、〇月、〇月)
	水路	水路の泥上げ	水路及びポンプ吸水槽等の泥上げを実施する。	毎年 〇 月
#		施設の適正管理	ゲート類等の保守管理の徹底等、必要な取組を実施する。	点検結果に応じて 実施時期を決定
実践活		路肩、法面の 草刈り	路肩・法面の草刈りを実施する。	毎年 〇 回 (〇月、〇月、〇月)
動	農道	側溝の泥上げ	点検結果に基づいて、側溝の泥上げを実施する。	毎年 〇 月
		施設の適正管理	農道の路面維持等、必要な取組を実施する。	点検結果に応じて 実施時期を決定
		ため池の草刈り	草刈りを実施する。	毎年 〇 回 (〇月、〇月、〇月)
	ため池	ため池の泥上げ	点検結果に基づいて、泥上げを実施する。	毎年 〇 月
	į	施設の適正管理	かんがい期前の付帯施設の清掃・除塵等、必要な取組を実施する。	点検結果に応じて 実施時期を決定
	共通	異常気象時の対応	洪水、台風、地震等の後、安全を確認した上で、見回り及び必要に応じて応急措置を実施する。	洪水、台風、地震等の発生後

<sup>(</sup>注)「実施時期」欄内にチェックボックス「□」がある場合には、該当する項目にチェックを入れる。

# ②地域資源の適切な保全管理のための推進活動

活動項目	取組		実施時期
地域。	ぐるみで取り組む保全管理の内容 (1項目以上選択)	))	
□ 高齢化の記 □ 不在村地	用集積の進展に伴う展用地に係る管理作業 性行に伴う高齢農家の展用地に係る管理作業 も等の遊休農地に係る管理作業 域住民等が担う共同利用施設の保全管理 )	□担い手との連携強化、担い手の人材・機材を有効 □入り作等の近隣の郊出・手との協か、役割分割にき 地域住民、新規・定年就農者等、新たな保全管理 □ 在村地主との連絡・調整体制の構築、遊休農地 □ 隣接集落との連携による相互の労力補完、広域が	づく活動の実施 、活動の実施 の担い手の確保 (等の有効活用
推進活動	(1項目以上選択)	 調査 換会・ワークショップ・交流会の開催 調調査	毎年 ○ 回 (○月、○月、○月)

③農用地・施設の見回りを行う異常気象について

(注)農用地・施設の見回りを行う異常気象の種類や程度について記載する。

④農地維持支払における農振農用地区域外の扱い
□ 交付対象とする □ 交付対象としない

### 2. 資源向上支払

(1)地域資源の質的向上を図る共同活動

①施設の軽微な補修

認定を受けた農用地及び施設について、次の活動を行う。

	活動項目	取組	実施時期
機能診	機能診断	機能診断 農用地及び水路等の施設について、機能診断及び診断結果の記録管理を毎年実施する。	
研	年度活動計画 の策定	機能診断結果を踏まえて、実践活動に関する年度活動計画を毎年策定する。	毎年 〇 月
修計画策定	機能診断・ 補修技術等 の研修	活動期間内に1回以上受講する。  「活動組織による自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修  老朽化が進む施設の長寿命化のための補修、更新等に関する研修  康業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等に関する研修	平成〇年度、 平成〇年度
	農用地	鞋畔の再構築、農用地法面の初期補修、暗渠施設の清掃等を実施する。	
実践	水路	水路側壁のはらみ修正、目地詰め、破損施設の補修等を実施する。	機能診断結果に基づき
活 動	農道	路肩・法面の初期補修、側溝の目地詰め、破損施設の補修等を実施する。	実施時期を決定
	ため池	遮水シートの補修、構造物の目地詰め、破損施設の補修等を実施する。	

### ②農村環境保全活動

活動項目	取組	実施時期
計画策定	選択したデーマについて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を毎年策定する。	毎年 〇 月
啓発·普及	選択したテーマに基づき、地域住民等への広報活動等の取組を毎年1つ以上実施する。  □ 広報活動(バンフレン)等の作成「頒布、看板設置等」、啓発活動(有識者の指導、勉強会等)  □ 地域住民との交流活動、学校教育,行政機関等との連携  □ 地域内の規制の取り決め、	毎年 〇 月
実践活動	選択したテーマに基づき、実践活動の取組を毎年1つ以上実施する。	
000	□ 0000	毎年 〇 月
000	□ 0000	毎年 〇 月

(注2)「実践活動」の下欄に選択したテーマを記載する。また、必要に応じて欄を追加する。

#### ② 名面的機能の機准太団ス活動

③多面的液能の指進:	- FIG. 6/12 M)		
活動項目		取組	実施時期
	広報活動( )	<u></u>	毎年 〇 月
多面的機能の増進を 図る活動	□ 遊休農地の有効活用 □ 地球住民による直営施工 □ 無村環境保全活動の値広い展開 □ 農村環境保全活動を1テーマ追加 □ 高度な保全活動の実施 □ 都道府県、市町村が特に認める活動(	□ 農地周りの共同活動の強化 □ 防災・減災力の強化 □ 医療・福祉との連携 □ 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化 ) 〕	毎年 〇 月

(注1)多面的機能の増進を図る活動は任意の取組とし、取り組む場合は実施する「取組」欄の項目にチェックを入れる。また、「実施時期」欄に実施時期を記入する。

ただし、広報活動が必須とならない対象組織にあって、当該活動を実施しない場合は、「東施時限」間に「一きを入する。 (注2)高度な保全活動は、地域活動指針に定める展業用水の保全(循環かんがい施設の保全等)や展地の保全(グリーンベルト等の設置等)、地域環境の保全(水田魚道の設置等)等の活動。

### (2)施設の長寿命化のための活動

活動区分	活動内容	延べ数量	年度計画					
冶则区方	活動內容		H 〇年度					
□ 補修 □ 更新等	0000							
□ 補修 □ 更新等	0000							
□ 補修 □ 更新等	0000							

(注) 必要に応じて欄を追加する。延べ数量の単位は、「km」又は「箇所」を記入する。

直営施工の有無 □直 □無

(3)地域資源保全プランの策定 / 組織の広域化・体制強化

	地域資源保全プランの策定	広域活動組織の設立	特定非営利活動法人化
実施予定年度	平成 〇 年度	平成 〇 年度	平成 〇 年度

# 3. 高度な農地・水の保全活動

(注) 経過措置として、農地・水保全管理支払交付金実施要領(平成24年4月6日付け23農振第2342号農林水産事務次官依命通知)に基づく向上活動 支援交付金の活動計画により実施する場合はチェックを入れる。 □ 実施する

※上記の内容に加え、実施要領第1の2の(4) に基づき、多面的機能支払の実施に関する基本方針に定められた活動内容を補完し、農業の多面的機能の 維持・発揮に必要な共同活動を実施する場合は、その活動内容を、この活動計画書に記載して下さい、(別紙でも可。)

#### 2. 資源向上支払

(1)地域資源の質的向上を図る共同活動

①施設の軽微な補修

認定を受けた農用地及び施設について、次の活動を行う。

	活動項目	取組	実施時期		
機能診	機能診断	農用地及び水路等の施設について、機能診断及び診断結果の記録管理を毎年実施する。	農用地:毎年 ○ 月 □水路:毎年 ○ 月 □農道:毎年 ○ 月 □ため池:毎年 ○ 月		
· 断 研 ·	年度活動計画 の策定				
修計画策定	機能診断・ 補修技術等 の研修	福修技術等 一方の利機による目主的な機能を助及り間単な価格に関する研修			
	農用地	畦畔の再構築、農用地法面の初期補修、暗渠施設の清掃等を実施する。			
実践	水路	水路側壁のはらみ修正、目地詰め、破損施設の補修等を実施する。	機能診断結果に基づき		
活動	農道	路屑・法面の初期補修、側溝の目地詰め、破損施設の補修等を実施する。	実施時期を決定		
	ため池 遮水シートの補修、構造物の目地詰め、破損施設の補修等を実施する。				

(注)「実施時期」欄内にチェックボックス「ロ」がある場合には、該当する項目にチェックを入れる。

### の典は環接収入活動

活動項目	取組	実施時期	
計画策定	選択したテーマについて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を毎年策定する。	毎年 〇	月
啓発·普及	選択したテーマに基づき、地域住民等への広報活動等の取組を毎年1つ以上実施する。  □ 広報活動(ペンアル・)等の作成・頒布、看板設置等)、啓発活動(有識者の指導、勉強会等)  □ 地域住民との交流活動、学校教育,行政機関等との連携  □ 地域内の接続の取り込みか		月
実践活動	選択したテーマに基づき、実践活動の取組を毎年1つ以上実施する。		
000 🗆 0000		毎年 〇	月
000	□ 0000	毎年 〇	月

(注1)「計画策定」及び「啓発・普及」については、1つ以上の項目をチェックする。 (注2)「実践活動」の下欄に選択したテーマを記載する。また、必要に応じて欄を追加する。

③ 多面的機能の増進を図る活動

@ J MI I J J J J J J J J J J J J J J J J	CEI O/LIAO	
活動項目	取組	実施時期
	[新規]	<u>[新規]</u>
多面的機能の増進を 図る活動	□ 遊水順地の有効活用 □ 農地間・少年間 5 動の強化 □ 歩球性型による直塞施工 □ 原料 短線保全活動の幅広・展開 □ 農井 1 世界 1 世	毎年 〇 月

(注1)多面的機能の増進を図る活動は任意の取組とし、取り組む場合は実施する「取組」欄の項目にチェックを入れる。また、「実施時期」欄に実施時期を記入する。

(注2)高度な保全活動は、地域活動指針に定める農業用水の保全(循環かんがい施設の保全等)や農地の保全(グリーンベルト等の設置等)、地域環境の保全(水田魚道の設置等)等の活動。

# (2)施設の長事命化のための活動

. 2	)施設の長寿命化の	設の長寿命化の活動							
I	活動区分	活動内容	延べ数量	年度計画					
活剔区分	心则行台	延へ数重	H O年度	H 〇年度	H 〇年度	H 〇年度	H 〇年度		
	□ 補修 □ 更新等	0000							
	□ 補修 □ 更新等	0000							
	□ 補修 □ 更新等	0000							

(注)必要に応じて欄を追加する。延べ数量の単位は、「km」又は「箇所」を記入する。

### (3)地域資源保全プランの策定 / 組織の広域化・体制強化

	地域資源保全プランの策定	広域活動組織の設立	特定非営利活動法人化
実施予定年度	平成 〇 年度	平成 〇 年度	平成 〇 年度

### 3. 高度な農地・水の保全活動

□ 実施する (注) 経過措置として、農地・水保全管理支払交付金実施要綱(平成24年4月6日付け23農振第2342号農林水産事務次官依命通知)に基づく向上活動支援文付金の活動計画により実施する場合はチェックを入れる。

※上記の内容に加え、実施要領第1の2の(4)又は第2の(4)に基づき、多面的機能支払の実施に関する基本方針に定められた活動内容を補完し、農業の多面的機能の 報持・発揮に必要な共同活動を実施する場合は、その活動内容を、この活動計画書に記載して下さい。(別紙でも可。) ≪添付書類≫

801章組建・・・ 王徳祖維理的 広域活動機線・・・ 広域協定者。広域協定選長会規則。広域協定の認定書 [2(3)地維度製化ラブルの東京] 地址管理保全プラン、(現代申継、文付申請又は実施状況報告書に提出)。 [2(4)地能震の広域化・体制体化)。広域協定の認定者の写L、/ 春秋事類指現者の写L、(提択申請、文付申請又は実施状況報告書に提出)。

(別紙) <b>認定対象区域図面</b>	組織名:	(別紙) <b>認定対象区域図面</b>	組織名:	

(様式第1-5号)

 番
 号

 年
 月

 日

活動組織の名称

代表者の氏名 殿

(様式第1-5号)

 野
 号

 F
 月
 日

活動組織の名称 代表者の氏名 殿

市町村長印

市町村長印

# 多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定について

◇年◇月◇日付け「多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について」をもって申請のあったこのことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 (平成26年法律第78号)第7条第5項の規定に基づき認定する。

# <施行注意>

- 1 1号事業を実施する場合において、市町村が管理する施設の工事に関する条件がある場合には、その内容を明示した上で認定を行うこと。
- 2 実施要領第1の6の(3)又は第2の6の(3)に定める事業計画の変更認定の通知を行う場合には、件名の「多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定について」を「多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更認定について」とし、本文中の「◇年◇月◇日付け「多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について」をもって」を「◇年◇月◇日付け「多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更認定の申請について」をもって」とし、「第7条第5項」を「第8条第4項において準用する同法第7条第5項」とする。

# 多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定について

◇年◇月◇日付け「多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について」をもって申請のあったこのことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 (平成26年法律第78号)第7条第5項の規定に基づき認定する。

# <施行注意>

1号事業を実施する場合において、市町村が管理する施設の工事に関する条件がある場合には、その内容を明示した上で認定を行うこと。

(別紙) (別紙) ○○市町村が管理する施設の工事に関する条件 ○○市町村が管理する施設の工事に関する条件 1. 町が管理する施設に関し、○○○○(以下「対象組織」という。) が実施する工事 1. 町が管理する施設に関し、○○○○ (以下「対象組織」という。) が実施する工事 によって生じた工作物等は、所要の手続を経て、町に無償で譲渡するものとする。 によって生じた工作物等は、所要の手続を経て、町に無償で譲渡するものとする。 また、譲渡の際は、工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類(例: また、譲渡の際は、工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類(例: 設計書、平面図、構造図等)を提出するものとする。 設計書、平面図、構造図等)を提出するものとする。 2. 対象組織は、町が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について町に 2. 対象組織は、町が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について町に 提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、町にその旨を報告し、町は書 提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、町にその旨を報告し、町は書 類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。 類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。 3. ・ ・ ・ ・ ・ ・ 必要に応じて記述 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 3. ・ ・ ・ ・ ・ ・ 必要に応じて記述 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

(様式第1-6号)

# 平成 〇〇 年度 多面的機能支払交付金 活動記録

組織名:

	活動実施日帥			活動参加人を					舌動内容				
	カリスルロマ 実施時間		-	白利デル人り	ı .				emme	無股又は	具体的な活動内容 <(	<b>学生は日本会長の組合</b> と	俊本
実施月日	失応可用 時間楽	家族時間	総参加人数	展業者	展業者以外	活動	区分			カーマ	活動項目(対象活動)	取組(取組内容)	188-5
	nd in life.	失問时间				□ 農地維持 □ 香蒸向上(共同)	□ 額香·計画	□ 実践活動	□ 事務処理等	, .	/自期/規目(対界/自期/	(収穫 (収穫的)分	
	_					□ 展地維持 □ 資源向上(共同) □ 資源向上(長寿命化) □ <u>広域化・体制強化</u>	LI SHISK-ATINI	□ 英既活動 □ 啓発・普及	□ 事務処理寺				
	~		^		_ ^	□ 資源向上(長寿命化) □ <u>広座化・体制体化</u> □ 資源保全プラン □ 特例措置を適用した活動		□ 投票等	<ul><li>□ 研修・京編</li><li>□ 保注事務</li></ul>				
										_			+
					l .	□ 農地維持 □ 資源向上(共同)	□調査・計画	□ 実践活動	□ 事務処理等				
	~		۸.	,	۸.	□ 資源向上(長寿命化) □ <u>店域化-体制体化</u>		□啓発・普及	□研修・会議				
						□ 資源保全プラン □ 特別措置を適用した活動		□設置等	□ 発注事務	_			+
					l .	□ 農地維持 □ 資源向上(共同)	☑ 調査・計画	□ 実践活動	□ 事務処理等				
	~			,		□ 資源向上(長寿命化) □ <u>広域化・体制強化</u>		□ 啓発・普及	□研修・会議				
						□ 資源保全プラン □ <u>特別措置を適用した活動</u>		□設置等	□ 発注事務	_			+
						□ 農地維持 □ 資源向上(共同)	□調査・計画	□ 実践活動	□ 事務処理等				
	· ~					□ 資源向上(長寿命化) □ 広城化・体制強化		□ 啓発·普及	□ 研修·会議				
						□ 資源保全プラン □ 特別措置を適用した活動		□設置等	□ 発注事務				
						□ 農地維持 □ 資源向上(共同)	□調査・計画	□ 実践活動	□ 事務処理等				
	~			,		□ 資源向上(長寿命化) □ <u>広域化・体制強化</u>		□ 啓発・普及	□ 研修·会議				
						□ 資源保全プラン □ <u>特別措置を適用した活動</u>		□ 設置等	□ 発注事務				
						□ 農地維持 □ 資源向上(共同)	□調査・計画	□ 実践活動	□ 事務処理等				
	~					□ 資源向上(長寿命化) □ 広域化・体制強化		□ 啓発·普及	□ 研修·会議				
						□ 資源保全プラン □ <u>特別措置を適用した活動</u>		□設置等	□ 発注事務				
						□ 農地維持 □ 資源向上(共同)	□調査・計画	□ 実践活動	□ 事務処理等				
	~					□ 資源向上(長寿命化) □ 広城化・体制強化		□ 啓発・普及	<ul><li>□ 研修・会議</li></ul>				
						□ 資源保全プラン □ <u>特例措置を適用した活動</u>		□設置等	□ 発注事務				
						□ 農地維持 □ 資源向上(共同)	□調査・計画	□ 実践活動	□ 事務処理等				
	~					□ 資源向上(長寿命化) □ 広城化・体制強化		□ 啓発·普及	□ 研修・会議				
						□ 資源保全プラン □ 特別措置を適用した活動		□設置等	□ 発注事務				
						□ 農地維持 □ 資源向上(共同)	□調査-計画	□ 実践活動	□ 事務処理等				
	~			人	人	□ 資源向上(長寿命化) □ 広域化・体制強化		□ 啓発・普及	<ul><li>□ 研修・会議</li></ul>				
						□ 資源保全プラン □ <u>特例措置を適用した活動</u>		□ 設置等	□ 発注事務				
						□ 農地維持 □ 資源向上(共同)	□ 調査・計画	□ 実践活動	□ 事務処理等				
	~			人	人	□ 資源向上(長寿命化) □ 広域化・体制強化		□ 啓発·普及	□ 研修・会議				
						□ 資源保全プラン □ 特例措置を適用した活動		□設置等	□ 発注事務				
						□ 農地維持 □ 資源向上(共同)	□調査・計画	□ 実践活動	□ 事務処理等				
	~		人	人	人	□ 資源向上(長寿命化) □ 広域化・体制強化		□ 啓発・普及	□ 研修・会議				
						□ 資源保全プラン □ 特別措置を適用した活動		□ 設置等	□ 発注事務				
						□ 農地維持 □ 資源向上(共同)	□調査・計画	□ 実践活動	□ 事務処理等				
	~		人	人	人	□ 資源向上(長寿命化) □ 広城化・体制強化		□啓発・普及	□ 研修・会議				
						□ 資源保全プラン □ 特例措置を適用した活動		□設置等	□ 発注事務				
						□ 農地維持 □ 資源向上(共同)	□調査・計画	□ 実践活動	□ 事務処理等				
	~		人	人	人	□ 資源向上(長寿命化) □ 広域化・体制強化		□啓発・普及	□ 研修・会議				
						□ 資源保全プラン □ 特例措置を適用した活動	1	□設置等	□ 発注事務				
						□ 農地維持 □ 資源向上(共同)	□調査・計画	□ 実践活動	□ 事務処理等				
	~	ı	人	人	人	□ 資源向上(長寿命化) □ 広域化・体制強化	l	□啓発・普及	□ 研修·会議	1			1
		ı			1	□ 資源保全プラン □ 特別措置を適用した活動		□設置等	□ 発注事務				1
						□ 農地維持 □ 資源向上(共同)	□調査・計画	□ 実践活動	□ 事務処理等				
	~	ı		人		□ 資源向上(長寿命化) □ 広城化・体制強化		□弥樂·普及	□研修·会議				1
		ı				□ 資源保全プラン □ 特例措置を適用した活動		□設置等	□ 発注事務				1
+1 #4/0/18/II	大連用 も子動いけ 雷性器	<b>三編別録1</b> の	MADO SIM	2018/001	m(2) B152/	0(3)に基づき、活動要件又は活動内容の特例を適用し実	生! も子動にかりま						

(様式第1-6号)

# 平成 〇〇 年度 多面的機能支払交付金 活動記録

組織名:

	子数学性目的	活動実施日時 活動参加人数							活動内容				1
	実施時間			台別デルへ図	_				心制門世	旅股又は	具体的な活動内容 <(	PAUL BALLANA.	@#
実施月日	大応行用 時間条	家族時間	総参加人数	展業者	展業者以外		活動区分			売放又は テーマ	活動項目(対象活動)	聖経(取組内容)	38-9
	HINE	失悲时间				□ 最余維持 □ 音蒸向上(共同)	□類香·計画	□ 実践活動	□ 喜務処理等		治期項目(对來治期/	基础(基础内分/	
						□ 技术程行 □ 具体内工(共内) □ 資源向上(長寿命化)	CI BASK, NI W		□ 平然及理等 □ 研修·会議				
	~		^		_ ^	□ 資源円エ(会界等化) □ 資源保全プラン □ 広域化・体制強化		□ 投票等	□ 朝珍·京藤 □ 教注事務				
							Clark No.						
						□ 展地維持 □ 資源向上(共同) □ 資源向上(長寿会化)	□調査・計画	□ 実践活動	□ 事務処理等				
	~		^		_ ^	□ 資源保全プラン □ 広域化・体制強化		□ 啓覚・音及 □ 設置等	□ 研修·会議 □ 発注事務				
					_	□ 資源体室 フラン □ <u>広域化・体制強化</u> □ 最余維持 □ 資源向上(共同)	□調査・計画	□ 実践活動	□ 第24年級				
						□ 技吃性行 □ 資源円工(共同) □ 資源向上(長寿会化)	LI MAN-NIM		□ 平然处理寺 □ 研修·会議				
	~		^		_ ^	□ 資源円エ(会界等化) □ 資源保全プラン □ 広域化・体制強化		□投票等	□ 朝禄·京藤 □ 秦注事務				
					_	□ 資源株宝ノフン □ 塩塩化・体制強化	□調査・計画	□ 家庭活動	□ 第24年級				
						□ 被取機将 □ 資源向工(共同) □ 資源向上(長寿会化)	C M M - AT M		□ ●然处理等 □ 研修·会議				
	_		^	^	_ ^	□ 資源保全プラン □ 広域化・体制強化	1	□投資等	□ 朝神·京藤 □ 秀注事務				
		-			$\vdash$	□ 資源体室ノフン □ <u>塩塩化・体制強化</u> □ 最級維持 □ 資源向上(共同)	□部香・計画	□ 家庭活動	□第24年初	-			-
						□ 表示程行 □ 資源向工(共同) □ 資源向上(長寿命化)	III NATIONAL		□ 華格地理寺 □ 華格·会議				
	_		_ ^	_ ^	^	□資源保全プラン □ <u>広域化・体制強化</u>		□投票等	□ 発注事務				1
					-		□額費・計画	□ 家庭活動	□ 第24年級				+
						□ 技吃機将 □ 資源円工(共同) □ 資源向上(長寿会化)	CI MAK-NTM		□ ●然处理等 □ 研修·会議				
	_		^	^	_ ^	□ 資源円エ(会界等化) □ 資源保全プラン □ 広域化・体制強化		□投票等	□ 保注事務				
						□ 資源保室ノフン □ <u>塩塩化・体制保化</u> □ 湯焼雑物 □ 資源向上(共同)	□調査・計画	□ 家庭活動	□ 第24年級				
						□ 辰地種坪 □ 資源向工(共同) □ 資源向上(長寿命化)	CI MAK- AT MI		□ 華格地理寺 □ 華格·会議				
	_		^	^	_ ^	□ 資源保全プラン □ 広域化・体制強化		日野産業	□ 奈注事務				
						□ 用糸維持 □ 音源向上(共同)	□額費・計画	□ 家庭等	日本発化理等				
	~					□ 表示程序 □ 具条円工(共同) □ 資源向上(長寿命化)	CI BOX: NIM		□研修·会議				
			^	^	^	□ 資源保全プラン □ 広域化・体制強化		□ 投票等	□ 教注事務				
						□ 商地維持 □ 資源向上(共同)	□類査・計画	□ 実践活動	□ 事務処理等				
	~					□ 資源向上(長寿命化)	CI BOX: NIM		□単格・会議				
						□資源保全プラン □広域化・体制強化		口投票等	□ 免注事務				
						□ 最地維持 □ 音源向上(共同)	口類を計画	日本政法制	日本路松祥等				
	~					口音源向上(長寿命化)			□母僚·会議				1
			_ ^	_ ^	l ^	□ 資源保全プラン □ 広域化・体制強化		口投票等	□ 象注事務				1
							□類査・計画	□ 実践活動	□ 事務処理等				
	~					□ 音源向上(長寿命化)			□母僚・会議				1
					"	□ 資源保全プラン □ 広域化・体制強化	1	口段素等	□ 奈注事務				1
			-			□ 展地維持 □ 資源向上(共同)	口類を計画	日本政法制	□事務処理等				
	~					口音源向上(長寿命化)			□母僚・会議	1			1
			_ ^	_ ^	l ^	□ 資源保全プラン □ 広域化・体制強化		口投票等	□ 象注事務				1
						□ 最地維持 □ 音源向上(共同)	□類査・計画	□ 果雞活動	□ 事務処理等				t
	~					口音源向上(長寿命化)			□母僚・会議				1
					"	□資源保全プラン □広域化・体制強化		口投票等	□ 免注事務				1
							□類査・計画	□ 実践活動	□ 事務処理等				
	~					口音源向上(長寿命化)			□研修·会議				1
					"	□ 資源保全プラン □ 広域化・体制強化		口段青年	□ 奈注事務				1
							□類査・計画	日本政法制	日本路松祥等				
	~		,			口音源向上(長寿命化)			□研修・会議				1
						□ 資産保全プラン □ 広線化・体制強化		□ 10 m m m	□ ● 注重器	1			1

# (様式第1-7号)(経理区分を1本化しない場合)

# 平成 〇〇 年度 多面的機能支払交付金 金銭出納簿

組織名:

	分類	内 容	<ol> <li>農地維持支払及び資源向上支払 (施設の長寿命化を除く)</li> </ol>			2. 資源	向上支払(施設の長	寿命化)	領収書	活動	
日付			収入 (円)	支出 (円)	残高 (円)	収入 (円)	支出 (円)	残高 (円)	番号	実施日	備考
		合 計									

※領収書は、通し番号を記入した上で、必ず保管しておいてください。(領収書の保管の方法は袋等による保管でも構いません。) ※高度な農地・水の保全活動(経過措置)については、別々の金銭出納簿で管理してください。

波潛師 农年度扶持额

<b>返运他、火牛及行起他</b>		(円)
項目	<ol> <li>農地維持支払及び資源向上支払 (施股の長寿命化を除く)</li> </ol>	2. 資源向上支払(施設の長寿命化)
返還額		
次年度持越額		
合 計		

支出費目別金額	(円)
項目	金額
1 日当	
2 購入・リース等	
3 外注费	
<u>4 その他</u>	
<u>숨 밝</u>	

※「分類」には、下表を参考に該当する支出費目の番号を記入します。

番号	支出費目	内 容
1	日当	活動参加者に対して支払った日当
2	購入・リース費	資材(砕石、砂利、セルトなど)の購入費、活動に必要な機械(草刈り機など)の購入費、パソコンなどのリース費、事両、機械等の借り上げ費、花の種、苗代など
3	外注費	補修・更新等の工事等(調査、設計、測量、試験等を含む)に係る建設業者等への外注費、事務の外注費など
4	その他	技術指導等のために外部から招く専門家等への謝金、活動に係る旅費、保険料、女具代及び光熱費の費用、アルバイト等への賃金、草刈り機や車の燃料代、役員報酬、お茶代など

# (様式第1-7号)

# 平成 〇〇 年度 多面的機能支払交付金 金銭出納簿

組織名:

Ī		付 分類		<ol> <li>農地維持支払及び資源向上支払 (施設の長寿命化を除く)</li> </ol>			2. 資源	向上支払(施設の長	寿命化)	領収書	活動	
	日付		内容	収入 (円)	支出 (円)	残高 (円)	収入 (円)	支出 (円)	残高 (円)	香号	実施日	備考
ĺ												
ĺ												
ĺ												
ĺ												
ĺ			合 計									

※領収書は、通し番号を記入した上で、必ず保管しておいてください。(領収書の保管の方法は接等による保管でも構いません。) ※高度な農地・水の保全活動(経過措置)については、別々の金銭出納簿で管理してください。

		(19)
項目	<ol> <li>農地維持支払及び資源向上支払 (施設の長寿命化を除く)</li> </ol>	2. 資源向上支払(施股の長寿命化)
返還額		
次年度持越額		
合 計		

※「分類」には、下表を参考に該当する支出費目の番号を記入します。

番号	支出費目	内 容
1	日当	活動参加者に対して支払った日当
2	購入・リース費	資材(砕石、砂利、セルトなど)の購入費、活動に必要な機械(草刈り機など)の購入費、パソコンなどのリース費、車両、機械等の借り上げ費、花の種、苗代など
3	外注費	補修・更新等の工事等(調査、設計、測量、試験等を含む)に係る建設業者等への外注費、事務の外注費など
4	その他	技術指導等のために外部から招く専門家等への謝金、活動に係る終費、保険料、文具代及び光熱費の費用、アルバイト等への賃金、草刈り機や車の燃料代、役員報酬、お茶代など

# (様式第1-7号)(経理区分を1本化する場合)

[新設]

# 平成 〇〇 年度 多面的機能支払交付金 金銭出納簿

組織名:

旦付	<u>分類</u>	<u>内 容</u>	収入 (円)	<u>支出</u> (円)	<u>残高</u> (円)	适助区分	<u>領収書</u> 番号	活動 実施日	備考
						□ 農地維持         □ 資源向上(共同)           □ 資源向上(長寿命化)         □ 広域化・体制強化           □ 資源保全プラン         □ 特例措置を適用した活動			
						最地維持   資源向上(共同)     資源向上(長寿命化)   広域化・体制強化			
						□ 資源保全プラン □ 特例措置を適用した活動 □ 資源向上(共同) □ 資源向上(共同) □ 資源向上(共同) □ 資源向上(共同) □ 日本 □ 日			
						□ <u>資源向上(長寿命化)</u> □ <u>広域化・体制強化</u> □ <u>資源保全プラン</u> □ 特例措置を適用した活動			
		<u>合計</u>							

※領収書は、通し番号を犯入した上で、必ず保管しておいてください。(領収書の保管の方法は没等による保管でも構いません。) ※高度な農地・水の保全活動(経過措置)については、別々の全銭出納簿で管理してください。

※芸養区々には、様式第1-6号の「芸養区分」と即じ盟目に手ェックをして仕述い。 なお、特別措置を適用した活動とは、実施受養別経1の第4の3、別紙2の第4の1の(3)及び2の(3)に基づき、活動要件又は活動内容の特例を適用し実施した活動になります。

### 返還額、次年度持越額

項目	金額
返還額	
<u>次年度持越額</u>	
<u>숨 밝</u>	

#### 支出費目別金額

AHRIM IN	<u>(円)</u>
項目	<u>金額</u>
1 日当	
2 購入・リース等	
3 外注費	
<u>4 その他</u>	
合 計	

# ※「分類」には、下表を参考に該当する支出費目の番号を記入します。

番号	支出費目	<u>内                                    </u>				
1	日当	<u>香動参加者に対して支払った日当</u>				
2	購入・リース書	(砕石、砂利、セルトなど)の購入費、活動に必要な機械(草刈り機など)の購入費、パソコンなどのリース費、車両、機械等の借り上げ費、花の種、苗代など				
3	<u>外注費</u>	適修・更新等の工事等(調査、設計、測量、試験等を含む)に係る建設業者等への外注費、事務の外注費など				
4	その他	技術指導等のために私認かに扱く専門実等への謝金 活動に係る辞書 保除料 女具化及び半軌書の書田 アルバイト等への領金 貧利的場や市の機制化 役員規模 お茶化たど				

(様式第1-8号)

# 平成 〇〇 年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

		報告年月日	平成	年	月	E
名 和	7	·				
代表者氏	名					印

〇〇〇〇市町村長 殿

平成 〇〇 年度の多面的機能支払交付金の実施状況について、報告します。

<平成 ○○ 年度 収支実績

(平成 〇〇 年3月31日現在)>

### 1. 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く) [※1]

	項目	金額	備考
収	1. 前年度からの持越額	円	
人の	2. 交付金(国費+地方費)	Ħ	
部	3. 利子等	Ħ	
	合 計	円	

	項目	金額	備考
支	1. 支出総額	Ħ	
出の	2. 返還	Ħ	
	3. 次年度への持越額	Ħ	
	슴 計	Ħ	

<sup>(</sup>注)支出の部「3.次年度への持越」の備考欄には、持越額の使用予定(使用時期、使用内容)等を記入する。

# 2. 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動) [※1]

	項目	金額	備考
収	1. 前年度からの持越額	Ħ	
人の	2. 交付金(国費+地方費)	Ħ	
部	3. 利子等	Ħ	
	合 計	円	

	項目	金額	備考
支	1. 支出総額	Ħ	
出の	2. 返還	Ħ	
	3. 次年度への持越額	Ħ	
	合 計	Ħ	

# 3. 多面的機能支払交付金(農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金) 「※2]

	· / / / / / / / / / / / / / / / / / / /				
	項 目	<u>金額</u>	<u>備                                    </u>		
収	1. 前年度からの持越額	巴			
入の	<ol> <li>交付金(国費+地方費)</li> </ol>	巴			
	<u>3. 利子等</u>	巴			
	<u>슴 計</u>	田			
	項 目	<u>金額</u>	<u>備 考</u>		
	<u>1. 支出総額</u>	巴			
	<u>日当</u>	巴			
支出	購入・リース費	巴			
出の	<u>外注費</u>	巴			
部	<u>その他</u>	巴			
	<u>2. 返還</u>	巴			
	<u>3. 次年度への持越額</u>	巴			
	<u>合 計</u>	巴			

(※1)全株出納簿を様式第1-7号(終理区分の1本化をする場合)で作成する場合は、記入の必要はない。 (※2)全株出納簿を資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)の終理を区分して様式第1-7号で作成する場合は、記入の必要はない。

(様式第1-8号)

# 平成 〇〇 年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

		報告年月日	平成	年	月	
名	称					
代表者	氏名					Eſ

〇〇〇〇市町村長 殿

平成 〇〇 年度の多面的機能支払交付金の実施状況について、報告します。

<平成 〇〇 年度 収支実績

(平成 ○○ 年3月31日現在)>

#### 1. 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)

	項目	金額	備考
収	1. 前年度からの持越額	円	
人の	2. 交付金(国費+地方費)	円	
部	3. 利子等	円	
	合 計	円	

	項目	金額	備考
支	1. 支出総額	円	
出の	2. 返還	円	
部	3. 次年度への持越額	H	
	合 計	円	

<sup>(</sup>注)支出の部「3. 次年度への持越」の備考欄には、持越額の使用予定(使用時期、使用内容)等を記入する。

### 2. 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)

	項目	金額	備考
収	1. 前年度からの持越額	円	
0	2. 交付金(国費+地方費)	Ħ	
部	3. 利子等	円	
	合 計	Ħ	

	項目	金額	備考
支	1. 支出総額	円	
出の	2. 返還	円	
	3. 次年度への持越額	円	
	숌 計	Ħ	

<sup>(</sup>注1)支出の部「3. 次年度への持越額」の備者欄には、持越額の使用予定(使用時期、使用内容)等を記入する。

[新設]

<sup>(</sup>注1) 支出の部「3、次年度への持越額」の職务欄には、持越額の使用予定(使用時期、使用内容)等を記入する。 (注2) 向上活動支援交付金(高度な農地・水の保全活動)の平成24年度からの継続地区については、以下に「(3) 向上活動支援交付金(高 度な農地・水の保全活動)」の区分欄を設け、当該収支実績を記載する。

<sup>(</sup>注2)向上活動支援交付金(高度な農地・水の保全活動)の平成25年度からの継続地区については、以下に「(3)向上活動支援交付金(高度な農地・水の保全活動)」の区分欄を設け、当該収支実績を記載する。

# 1. 多面的機能支払交付金に係る事業の成果 <該当する活動にチェック> □ 農地維持支払 □ 資源向上支払 □地域資源の質的向上を図る共同活動 〔 □多面的機能の増進を図る活動 〕 □施設の長寿命化のための活動 □地域資源保全プランの策定 □組織の広域化・体制強化

### (1)農地維持支払交付金

	活動項目				実施	備考
	点検		農用地			
	点	樉	施設(水路・農道・ため池)			
İ	年	度活動	計画の策定			
ĺ	事	務·組織	<b>護運営の研修</b>			
		農	①遊休農地発生防止のための保全管理			遊休農用地解消面積 a
		用	②畦畔・農用地法面・防風林等の草刈り			
		地	③施設の適正管理			
			④異常気象時の対応			
地域資源の基	実		①水路の草刈り			
礎的な保全活		水	②水路の泥上げ			
動		路	③施設の適正管理			
	践活		④異常気象時の対応			
	動		①路肩、法面の草刈り			
		農	②側溝の泥上げ			
		道	③施設の適正管理			
			④異常気象時の対応			
			①ため池の草刈り			
		ため	②ため池の泥上げ			
		池	③付帯施設の適正管理			
			④異常気象時の対応			
t	也域資源	原の適切	刃な保全管理のための推進活動			

- (注1)農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した場合も記入する。
- (注2)「計画」欄:活動計画書において実施することとした活動項目に「O」を記入する。 計画外の活動項目には「一」を記入する。
- (注3)「実施」欄: 地域活動指針に定められた要件以上の取組を実施した活動項目に「○」を記入する。 要件未満の取組となった場合や実施しなかった場合は「●」を記入する。

研修及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動をを行った場合、その日付を記入する。また、備考欄に

具体的な実施内容を記載する。

対象外の活動項目には「一」を記入する。

(注4)「備考」欄:「実施」欄に「●」を記入した場合は、要件未満の取組となった理由又は実施しなかった理由を記入する。

1	多面的機	能专址	ひ付金に	体ス事	業の	成里

く該当する	エ無けっ	エール・カヘ
く談当りる	活業川ご	ナエツソク

***	1.1	1.11		_	
震	拁	雛	蒣	女	払

□ 資源向上支払 □地域資源の質的向上を図る共同活動

[ □多面的機能の増進を図る活動 ]

□施設の長寿命化のための活動

□地域資源保全プランの策定 □組織の広域化・体制強化

### (1)農地維持支払交付金

	活動項目				実施	備考
	_	14	農用地			
	点	検	施設(水路・農道・ため池)			
	年	度活動	・ 計画の策定			
	事	務·組	<b>畿運営の研修</b>			
		農	①遊休農地発生防止のための保全管理			遊休農用地解消面積 a
		用	②畦畔・農用地法面・防風林等の草刈り			
		地	③施設の適正管理			
	実		④異常気象時の対応			
地域資源の基			①水路の草刈り			
礎的な保全活		水	②水路の泥上げ			
動		路	③施設の適正管理			
	践活		④異常気象時の対応			
	動		①路肩、法面の草刈り			
		農	②側溝の泥上げ			
		道	③施設の適正管理			
			④異常気象時の対応			
			①ため池の草刈り			
			②ため池の泥上げ			
		め池	③付帯施設の適正管理			
			④異常気象時の対応			
1	也域資源	原の適切	切な保全管理のための推進活動			

- (注1)農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した場合も記入する。
- (注2)「計画」欄:活動計画書において実施することとした活動項目に「O」を記入する。 計画外の活動項目には「一」を記入する。
- (注3)「実施」欄: 地域活動指針に定められた要件以上の取組を実施した活動項目に「○」を記入する。 要件未満の取組となった場合や実施しなかった場合は「●」を記入する。

研修及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動をを行った場合、その日付を記入する。また、備考欄に 具体的な実施内容を記載する。

対象外の活動項目には「一」を記入する。

(注4)「備考」欄:「実施」欄に「●」を記入した場合は、要件未満の取組となった理由又は実施しなかった理由を記入する。

### (2)資源向上支払交付金

①地域資源の質的向上を図る共同活動

			活動項目	計画	実施	備考
	機能	診断・	農用地			
	計画	策定	施設(水路・農道・ため池)			
			年度活動計画の策定			
		農用	①畦畔・農用地法面等の補修等			
		地	②施設の補修等			
施設の軽微な	-	水	①水路の補修等			
補修	実 践 活	路	②付帯施設の補修等			
	活動	農	①農道の補修等			
	140	道	②付帯施設の補修等			
		ため	①堤体の補修等			
		池	②付帯施設の補修等			
			機能診断・補修技術等の研修			
	生態系保		保全			
		水質保全				
	計画策定	景観形成・生活環境保全				
		水田貯留機能増進・地下水かん養				
		資源循環				
農村環境保全 活動			啓発・普及			
		生態系	保全			
		水質保	全			
	実践 活動	景観形	5成・生活環境保全			
		水田貯	P留機能増進・地下水かん養			
		資源循	環			
多面的機能の地	曾進	広報活	動			
を図る活動		その他				

- (注1)資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)の交付を受けずに活動を実施した場合も記入する。
- (注2)「計画」欄:活動計画書において実施することとした活動項目に「O」を記入する。

計画外の活動項目には「一」を記入する。

(注3)「実施」欄: 地域活動指針に定められた要件以上の取組を実施した活動項目に「○」を記入する。 要件未満の取組となった場合や実施しなかった場合は「●」を記入する。

対象外の活動項目には「一」を記入する。

(注4)「備考」欄:「実施」欄に「●」を記入した場合は、要件未満の取組となった理由又は実施しなかった理由を記入する。

### ②施設の長寿命化のための活動

	計画 ※活動計画	書より転記	実	績	計画の進捗		
活動区分	活動内容	延べ数量 [A]	暫定数量	完成数量	累積完成数量 [B]	進捗率 [B]/[A](%)	

- (注1)「計画」欄:活動計画書より転記する。活動区分は「補修」若しくは「更新等」から選択する。
- (注2)「暫定数量」欄:調査・設計や資材購入のみを実施した分の数量を記入する。

「完成数量」欄:施工が完了した分の数量を記入する。

- (注3)「累積完成数量」欄:活動計画に位置付けた延べ数量のうち、これまでの完成数量(当該年度分を含む)を記入する。
- (注4)各「数量」欄:単位は「Km]又は「箇所」を記入する。

### いずれかをチェック

□<u>有</u> □無

(注) 施設の長寿命化のための活動における直営施工の有無をチェックする。

# (2)資源向上支払交付金

①地域資源の質的向上を図る共同活動

			活動項目	計画	実施	備考
	機能	診断・	農用地			
	計画	i策定	施設(水路・農道・ため池)			
			年度活動計画の策定			
		農用	①畦畔・農用地法面等の補修等			
		地	②施設の補修等			
施設の軽微な	-	水	①水路の補修等			
補修	実践	路	②付帯施設の補修等			
	活動	農	①農道の補修等			
	~	道	②付帯施設の補修等			
		ため	①堤体の補修等			
		池	②付帯施設の補修等			
			機能診断・補修技術等の研修			
	生態		保全			
		水質保全				
	計画策定	景観形成・生活環境保全				
		水田貯留機能増進・地下水かん養				
		資源循環				
農村環境保全 活動			啓発・普及			
		生態系	保全			
		水質保	全			
	実践 活動	景観形	成・生活環境保全			
		水田貯	留機能増進・地下水かん養			
		資源循	環			
多面的機能の均	曾進	広報活	動			
を図る活動		その他	l .			

- (注1)資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)の交付を受けずに活動を実施した場合も記入する。
- (注2)「計画」欄:活動計画書において実施することとした活動項目に「O」を記入する。

計画外の活動項目には「一」を記入する。

(注3)「実施」欄: 地域活動指針に定められた要件以上の取組を実施した活動項目に「○」を記入する。 要件未満の取組となった場合や実施しなかった場合は「●」を記入する。

対象外の活動項目には「一」を記入する。

(注4)「備考」欄:「実施」欄に「●」を記入した場合は、要件未満の取組となった理由又は実施しなかった理由を記入する。

#### ②施設の長寿命化のための活動

	計画 ※活動計画	書より転記	実	績	計画の進捗				
活動区分	活動内容	延べ数量 [A]	暫定数量 完成数量		累積完成数量 [B]	進捗率 [B]/[A](%)			

- (注1)「計画」欄:活動計画書より転記する。活動区分は「補修」若しくは「更新等」から選択する。
- (注2)「暫定数量」欄:調査・設計や資材購入のみを実施した分の数量を記入する。
  - 「完成数量」欄:施工が完了した分の数量を記入する。
- (注3)「累積完成数量」欄:活動計画に位置付けた延べ数量のうち、これまでの完成数量(当該年度分を含む)を記入する。
- (注4)各「数量」欄:単位は「Km]又は「箇所」を記入する。

### [新設]

### ③地域資源保全プランの作成

策定年月日				チェック	地域資源保全プランの提出
平成	在	月	В		認定・交付申請の際に提出済み
十八	#	Н			今回提出

<sup>(</sup>注)策定した地域資源保全プランを今回提出する場合は、本実施状況報告書に添付する。

### ④組織の広域化・体制強化

#### ア. 広域活動組織の設立

	設立年	月日	チェック	広域協定の認定書の写しの提出
平成	在	-		採択・交付申請の際に提出済み
十八	#	月		今回提出

<sup>(</sup>注) 広域協定の認定書の写しを今回提出する場合は、本実施状況報告書に添付する。

### イ. 特定非営利活動法人化

法人登記年月日				チェック	特定非営利活動促進法第13条第2項の 登記事項証明書の写しの提出
平成	在		В		採択・交付申請の際に提出済み
十八	#	月			今回提出

<sup>(</sup>注) 登記事項証明書の写しを今回提出する場合は、本実施状況報告書に添付する。

# (3) 向上活動支援交付金(高度な農地・水の保全活動)

※ 平成25年度からの継続地区のみ対象

(0)1:3-			☆ 干风	20十段からい	/他们地区0707月多	
	計画			計画の進	捗	
活動区分	活動内容	延べ数量 [A]	実績	累積完成数量 [B]	進捗率 [B]/[A](%)	備考

<sup>(</sup>注1)「計画」欄:活動計画書より転記する。活動区分は「田」、「畑」若しくは「草地」を記入する。

# 2. 農地中間管理機構の借り受け

# いずれかをチェック

□有	□無
----	----

(注) 認定農用地内において農地中間管理機構が借り受けている農用地の有無をチェックする。

# 3. 総会又は運営委員会の実施時期

下記のとおり総会又は運営委員会を開催し構成員の了解を得ています。

開催日 平成 〇	00年0	月 〇日
----------	------	------

# 4. 消費税に係る課税事業者の該当の有無

á

(注) 前々年度の課税売上高が1,000万円を超えた場合、または、「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者を選択し、消費税に係る課税事業者となった場合にチェックを記入する。

#### ③地域資源保全プランの作成

策定年月日				チェック	地域資源保全プランの提出
平成	在	月	0		認定・交付申請の際に提出済み
一水	#	Н			今回提出

<sup>(</sup>注)策定した地域資源保全プランを今回提出する場合は、本実施状況報告書に添付する。

### ④組織の広域化・体制強化

### ア. 広域活動組織の設立

設立年月日				チェック	広域協定の認定書の写しの提出
平成	在	н	0		採択・交付申請の際に提出済み
十八	#	Я	日		今回提出

<sup>(</sup>注)広域協定の認定書の写しを今回提出する場合は、本実施状況報告書に添付する。

### イ. 特定非営利活動法人化

	法人登記:	:人登記年月日			特定非営利活動促進法第13条第2項の 登記事項証明書の写しの提出
平成	年	-			採択・交付申請の際に提出済み
平成	#	Я	日		今回提出

<sup>(</sup>注)登記事項証明書の写しを今回提出する場合は、本実施状況報告書に添付する。

### (3) 向上活動支援交付金(高度な農地・水の保全活動)

※ 平成25年度からの継続地区のみ対象

	計画			計画の進	捗	
活動区分	延べ数量 [A]		実績	累積完成数量 [B]	進捗率 [B]/[A](%)	備考

<sup>(</sup>注1)「計画」欄:活動計画書より転記する。活動区分は「田」、「畑」若しくは「草地」を記入する。

# 2. 農地中間管理機構の借り受け

いずれかをチェック

□有 □無
-------

(注) 協定農用地内において農地中間管理機構が借り受けている農用地の有無をチェックする。

# 3. 総会又は運営委員会の実施時期

下記のとおり総会又は運営委員会を開催し構成員の了解を得ています。

開催日 平	成 〇〇 年	〇月	0 E
-------	--------	----	-----

# 4. 消費税に係る課税事業者の該当の有無

(注) 前々年度の課税売上高が1,000万円を超えた場合、または、「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者を選択し、消費税に係る課税事業者となった場合にチェックを記入する。

<sup>(</sup>注2)「累積完成数量」欄:活動計画に位置付けた延べ数量のうち、これまでに完了した施工数量(当該年度分を含む)を記入する。

<sup>(</sup>注3)各「数量」欄:単位は「Km]又は「箇所」を記入する。

<sup>(</sup>注2)「累積完成数量」欄:活動計画に位置付けた延べ数量のうち、これまでに完了した施工数量(当該年度分を含む)を記入する。

<sup>(</sup>注3)各「数量」欄:単位は「Km]又は「箇所」を記入する。

(様式第1-9号)

番 号 年 月 日

○○都道府県知事 殿

○○市町村長

# 平成 OO 年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況確認報告書

対象組織の事業計画に定められている活動の実施状況について確認を行ったので、多面的機能 支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)の別紙 1の第8の2の(2)及び別紙2の第8の2の(2)に基づき、下記関係書類を添えて報告する。

記

- 1. 実施状況確認表(別紙)
- (注) 確認表とともに、対象組織が提出した実施状況報告書及び実施状況確認チェックシートを提出すること。

(様式第1-9号)

番 号 年 月 日

○○都道府県知事 殿

○○市町村長

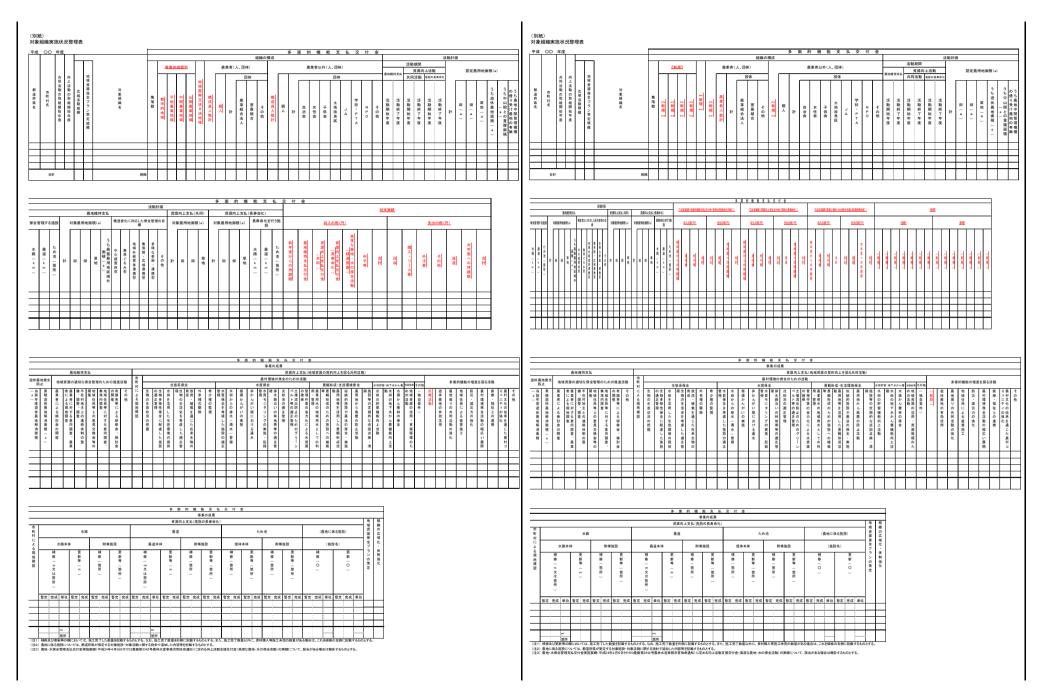
印

# 平成 OO 年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況確認報告書

対象組織の事業計画に定められている活動の実施状況について確認を行ったので、多面的機能 支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)の別紙 1の第8の2の(2)及び別紙2の第8の2の(2)に基づき、下記関係書類を添えて報告する。

記

- 1. 実施状況確認表(別紙)
- (注) 確認表とともに、対象組織が提出した実施状況報告書及び実施状況確認チェックシートを提出すること。



						面 約	49 60	* £	交付	*						
								の成果								
							地・水の包	全活動(	経過措置)							子の他
泉	農地の保全			地域環境の保全												
(1)履理か んがいに よる水質 保全 (2)浄化水 調による 水質保全	(3)地下水 かん養	(4)持続数	内水管理	(1)土壌)	克田防止	(2)ため池 利用によ る法水調 整					(2)水環境 の回復	(3)水田貯留		(4) 持続的な睡時管 理		専門家( 指導
全着理かんがい施設の保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(hョ) ・ 年期温水等のためのポ	(箇所) の自動化 ・バルブ等	(箇所) 化等 ( 一個所)	(m)	(m) 放風林の設置	ため途等の浚譲 3	水田魚道の設置	水路魚道の設置	生息環境向上施設の設	生物の移動経路の確保	(hョ) 水がんがいの導入 ・ 水理境回復のための節	( h a ) の 製上げ等 ) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	a~位的	m物パ 2 〜 I	(m)	(頃の実施 よそ技術的技

						9	面的			交 付								
									D成果									
					_		高度な表	地・水の食	全治期(	経過措置)							_	
農業用水の保全					展地の保全				地域環境の保全									
1)個理か しかいこ よる水質 保全	(2)浄化水 間による 水質保全 かん要 (4)持続的なオ		rks水管理	(1)主境流出防止 利 る3		(2)ため池 利用によ る法水調 整	*			(2)水環境の回復		(3)水田貯留		(4) 持続的な畦畔管 理		専門家の 指導		
(ha) 会等	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(hョ) シブの設置	(箇所) ・ パルブ等	(箇所) (箇所)	グリーンベルト等の設	防風林の設置	ため池等の液温	水田泉道の設置	水路魚道の設置	生息環境向上施設の設	生物の移動経路の確保	(ha) 水かんがいの導入 のための節	(トロ)等) (日本)	ョー位所	=物パ	法面への小段の設置	(国) 海門家による技術的指	

(様式第1-10号)

番 号 日

(地方農政局長(北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

○○都道府県知事

印

# 平成 〇〇 年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況取りまとめ報告書

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙1の第8の2の(3)及び別紙2の第8の2の(3)に基づき、対象組織の実施状況を取りまとめたので、下記関係資料を添えて提出する。

記

1. 対象組織実施状況整理表(別紙)

(様式第1-10号)

番 号 日

(地方農政局長(北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

○○都道府県知事

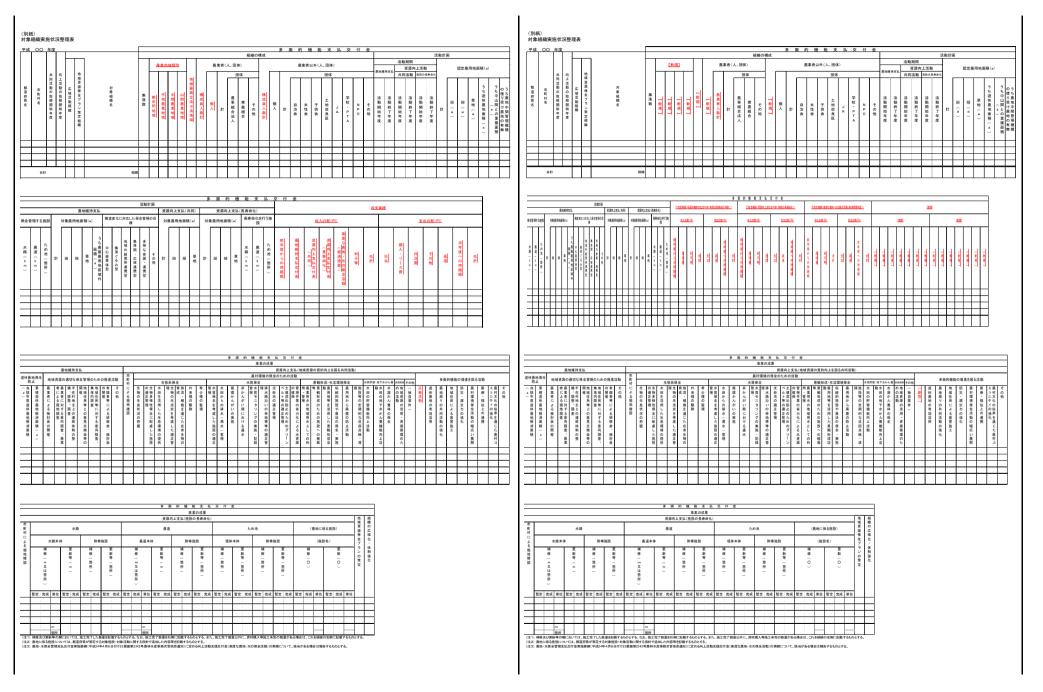
印

# 平成 〇〇 年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況取りまとめ報告書

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙1の第8の2の(3)及び別紙2の第8の2の(3)に基づき、対象組織の実施状況を取りまとめたので、下記関係資料を添えて提出する。

記

1. 対象組織実施状況整理表(別紙)



						6	as en	49 10	¥ 14.	交付							
	事業の成果 高度な最後・水の保全活動(経過機管)																
					_		高度な展	地・水の包	(全沽動(	経過措置.	-						_
	農業用水の保全			8	見地の保:	£				地	核環境の包	呆全				その他	
(1)循環か んがいに よる水質 保全	(2)浄化水 路による 水質保全	(3)地下水 かん養		Xx水管理	(1)土壌		(2)ため池 利用によ る洪水調 整			様性の回復		(2)水理境 の回復	(3)0(4)		3		専門家( 指導
会等 金等 (トョ)	本炭等の設置 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(ha) 年期温水等のためのポ	(箇所) ・ バルブ等	(箇所) (箇所)	(m) グリーンベルト等の設	(E) 助風林の設置	ため地等の液深	水田魚道の設置	水路魚道の設置	(箇所)	生物の移動経路の確保	(ha) 水かんがいの導入	(トロン) の常上げ等) (特水桝の改良、畦畔	h置水田	m物バ	法面への小段の設置 (E)	(国) 施門 (日)
_																	

						9	畜 的	极能	支 払	交 付	×						_
									の成果								
							高度な最	地・水の日	全活動(	経過措置)							
	展集	農用水の包	<b>米全</b>		A	長地の保:	2				地	城環境の任	果全				その
1)循環か んがいに よる水質 保全	(2)浄化水 路による 水質保全	(3)地下水かん養	(4)持続的	<b>応水管理</b>	(1)土壌	高出防止	(2)ため池 利用によ る法水類 整		(1)生物多	様性の回復		(2)水環境 の回復	(3)2(4)	田吟伽		ウな畦畔管 棚	専門等 抱3
(ha) 金等 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(E) 水類への 設置	冬期温水等のためのポ ンプの設置	(箇所) 東端ゲート・バルブ等	(箇所) 総水柱・取水口の自動	グリーンベルト等の設	的風林の設置 (m)	ため池等の浚渫	(箇所)	水路魚道の設置	生息環境向上施設の設置	生物の移動経路の確保	(ha) 水がんがいの導入 の導入	の常上げ等)の常上げ等)	h 置水田 a 一位的	田物パ	法面への小段の設置	(国)第

# (様式第1-15号)

 番
 号

 年
 月

 日

番 号 E 目 日

農業者団体等の名称 代表者の氏名 殿 農業者団体等の名称 代表者の氏名 殿

(様式第1-15号)

市町村長印

市町村長 印

# 多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定について

◇年◇月◇日付け「多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について」をもって申請のあったこのことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 (平成26年法律第78号)第7条第5項の規定に基づき認定する。

### <施行注意>

- <u>1</u> 1号事業を実施する場合において、市町村が管理する施設の工事に関する条件がある場合には、その内容を明示した上で認定を行うこと。
- 2 実施要領第1の6の(3)又は第2の6の(3)に定める事業計画の変更認定の通知を行う場合には、件名の「多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定について」を「多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更認定について」とし、本文中の「◇年◇月◇日付け「多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について」をもって」を「◇年◇月◇日付け「多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更認定の申請について」をもって」とし、「第7条第5項」を「第8条第4項において準用する同法第7条第5項」とする。

# 多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定について

◇年◇月◇日付け「多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について」をもって申請のあったこのことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 (平成26年法律第78号)第7条第5項の規定に基づき認定する。

# <施行注意>

1号事業を実施する場合において、市町村が管理する施設の工事に関する条件がある場合には、その内容を明示した上で認定を行うこと。

(別紙) (別紙) ○○市町村が管理する施設の工事に関する条件 ○○市町村が管理する施設の工事に関する条件 1. 町が管理する施設に関し、○○○○(以下「対象組織」という。) が実施する工事 1. 町が管理する施設に関し、○○○○ (以下「対象組織」という。) が実施する工事 によって生じた工作物等は、所要の手続を経て、町に無償で譲渡するものとする。 によって生じた工作物等は、所要の手続を経て、町に無償で譲渡するものとする。 また、譲渡の際は、工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類(例: また、譲渡の際は、工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類(例: 設計書、平面図、構造図等)を提出するものとする。 設計書、平面図、構造図等)を提出するものとする。 2. 対象組織は、町が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について町に 2. 対象組織は、町が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について町に 提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、町にその旨を報告し、町は書 提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、町にその旨を報告し、町は書 類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。 類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。 3. ・ ・ ・ ・ ・ ・ 必要に応じて記述 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 3. ・ ・ ・ ・ ・ ・ 必要に応じて記述 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

(様式第1-18号)

番 号 年 月 日

「地方農政局長(北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

○○都道府県知事

印

# 平成 〇〇 年度

多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書中山間地域等直接支払交付金に係る実施状況報告書環境保全型農業直接支払交付金に係る実施結果取りまとめ報告書の提出について

対象組織の事業計画に定められている活動の実施状況について確認を行ったので、多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)の別紙1の第8の2の(3)及び別紙2の第8の2の(3))、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産構造改善局長通知)第16の4及び環境保全型農業直接支払交付金実施要領(平成23年4月1日付け22生産第10954号生産局長通知)第14の3に基づき、下記関係書類を添えて報告する。

記

- 1. 多面的機能支払実施状況確認表(別紙)
- 2. 中山間地域等直接支払交付金実施状況確認表(別紙)
- 3. 環境保全型農業直接支払交付金の実施結果取りまとめ整理表(別紙)
- (注) 1については、確認表とともに、対象組織が提出した実施状況報告書及び実施状況確認 チェックシートを提出すること。

(様式第1-18号)

番 号 年 月 日

地方農政局長(北海道にあっては農 村振興局長、沖縄県にあっては内閣 府沖縄総合事務局長

○○都道府県知事

ЕΠ

# 平成 〇〇 年度

多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書中山間地域等直接支払交付金に係る実施状況報告書環境保全型農業直接支払交付金に係る実施結果とりまとめ報告書の提出について

対象組織の事業計画に定められている活動の実施状況について確認を行ったので、多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)の別紙1の第8の2の(3)及び別紙2の第8の2の(3))、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産構造改善局長通知)第16の4及び環境保全型農業直接支払交付金実施要領(平成23年4月1日付け22生産第10954号生産局長通知)第14の3に基づき、下記関係書類を添えて報告する。

記

- 1. 多面的機能支払実施状況確認表(別紙)
- 2. 中山間地域等直接支払交付金実施状況確認表(別紙)
- 3. 環境保全型農業直接支払交付金の実施結果とりまとめ整理表(別紙)
- (注) 1については、確認表とともに、対象組織が提出した実施状況報告書及び実施状況確認 チェックシートを提出すること。

(様式第3-3号)

番 号 日

地方農政局長(北海道にあっては農村振興 局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合 事務局長)

配

○○都道府県知事

印

# 平成 〇〇 年度 多面的機能支払交付金事業実施計画書

(実績報告書)の提出について

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙3の第2の1(別紙1の第8の1の(2)及び別紙2の第8の1の(2))の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出(報告)する。

記

- 1. 平成○○年度多面的機能支払交付金 事業実施計画書(実績報告書)(別紙1)
- 2. 平成○○年度多面的機能支払交付金 市町村等への交付金交付計画書(実績報告書)(別紙2)

#### 〈施行注意〉

- 1. 実績報告の際は、「実施計画書」を「実績報告書」、「別紙3の第2の1」を「別紙1の第8の1の(2)及び別紙2の第8の1の(2)」、「提出」を「報告」に置き換え、「市町村等への交付金交付計画書」を「市町村等への交付金交付実績報告書」とし、「実績報告書(別紙1)」及び「市町村等への交付金交付実績報告書(別紙2)」を添付するものとする。
- 2. 事業実施計画書の変更に伴う提出の場合は、「事業実施計画書」を「事業実施計画書(変更)」、「別紙3の第2の1」を「別紙3の第2の2」、「市町村等への交付金交付計画書」を「市町村等への交付金交付計画書(変更)」に置き換え、「事業実施計画書(変更)(別紙1)」及び「市町村等への交付金交付計画書(変更)(別紙2)」を添えて提出するものとする。

(様式第3-3号)

番 号 日

地方農政局長(北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合 事務局長)

配

○○都道府県知事

印

# 平成 〇〇 年度 多面的機能支払交付金事業実施計画書

# (実績報告書)の提出について

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙3の第2の1(別紙1の第8の1の(2)及び別紙2の第8の1の(2))の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出(報告)する。

記

- 1. 平成○○年度多面的機能支払交付金 事業実施計画書(実績報告書)(別紙1)
- 2. 平成○○年度多面的機能支払交付金 市町村等への交付金交付計画書(実績報告書)(別紙2)

#### 〈施行注意〉

- 1. 実績報告の際は、「実施計画書」を「実績報告書」、「別紙3の第2の1」を「別紙1の第8の1の(2)及び別紙2の第8の1の(2)」、「提出」を「報告」に置き換え、「市町村等への交付金交付計画書」を「市町村等への交付金交付実績報告書」とし、「実績報告書(別紙1)」及び「市町村等への交付金交付実績報告書(別紙2)」を添付するものとする。
- 2. 事業実施計画書の変更に伴う提出の場合は、「事業実施計画書」を「事業実施計画書(変更)」、「別紙3の第2の1」を「別紙3の第2の2」に置き換え、<u>事業実施変更計画書</u>を添えて提出するものとする。

## (別紙1)

# 平成 〇〇 年度 多面的機能支払交付金事業実施計画書(実績報告書)

## 1. 事業の目的

### 2. 事業計画(実績)及びその内容

### (1)農地維持支払交付金

	区分	交付単価	対象農用地面積	交付 <u>額</u> (国費)	備考
田	1)		a	H	
	交付単価	(円/10a)	a	P	
畑	2		a	円	
	交付単価	(円/10a)	a	H	
草	地 ③		a	円	
	交付単価	(円/10a)	a	H	
	計 ①+②+③		a	H	

<sup>(</sup>注)区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

#### (2)資源向上支払交付金

### ア. 地域資源の質的向上を図る共同活動

	区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(国費)	備考
田	1)		a	H	
	基本単価	(円/10a)	a	H	
	基本単価×5/6	(円/10a)	a	H	
	継続地区の交付単 価	(円/10a)	a	H	
	継続地区の交付単 価×5/6	(円/10a)	a	H	
畑	2		a	H	
	基本単価	(円/10a)	a	P	
	基本単価×5/6	(円/10a)	a	円	
	継続地区の交付単 価	(円/10a)	a	P	
	継続地区の交付単 価×5/6	(円/10a)	a	P	
草	地 ③		a	P	
	基本単価	(円/10a)	a	P	
	基本単価×5/6	(円/10a)	a	H	
	継続地区の交付単 価	(円/10a)	a	P.	
	継続地区の交付単 価×5/6	(円/10a)	a	P	
	# 10+2+3		а	Н	

a 円 円 (注) 区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

#### (別紙1)

# 平成 〇〇 年度 多面的機能支払交付金事業実施計画書(実績報告書)

- 1. 事業の目的
- 2. 事業計画(実績)及びその内容

### (1)農地維持支払交付金

	区分	交付単価	対象農用地面積	交付(国費)	備考
田	①		a	円	
	交付単価	(円/10a)	a	Pi	
畑	2		a	P.	
	交付単価	(円/10a)	a	Pi	
草	地 ③		a	H	
	交付単価	(円/10a)	a	円	
	計 ①+②+③		a	Pi	

<sup>(</sup>注)区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

#### (2)資源向上支払交付金

# ア. 地域資源の質的向上を図る共同活動

	区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(国費)	備考
田	1)		a	PI	
	基本単価	(円/10a)	a	Н	
	基本単価×5/6	(円/10a)	a	H	
	継続地区の交付単 価	(円/10a)	a	.· 円	
	継続地区の交付単 価×5/6	(円/10a)	a	H	
畑	2		a	円 円	
	基本単価	(円/10a)	a	H	
	基本単価×5/6	(円/10a)	a	P	
	継続地区の交付単 価	(円/10a)	a	Н	
	継続地区の交付単 価×5/6	(円/10a)	a	PI	
草	地 ③		a	P	
	基本単価	(円/10a)	a	H	
	基本単価×5/6	(円/10a)	a	Н	
	継続地区の交付単 価	(円/10a)	a	円 円	
	継続地区の交付単 価×5/6	(円/10a)	a	H	
	# 1+2+3		a	P	

(注)区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

イ. 施設の長寿命化のための活動

	<u>爬取の女寿卵化の/</u> 区分	交付単価	対象農用地面積	交付上限額(国費)	備考
_				7111 — 11111 — 1111	****
田	①		a		
	交付単価	(円/10a)	a	円	
	交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	
	<u>1集落200万円</u>		<u>a</u>		
畑	2		a		
	交付単価	(円/10a)	a	円	
	交付単価×5/6	(円/10a)	a	H	
	<u>1集落200万円</u>		a		
草	地 ③		a		
	交付単価	(円/10a)	a	Ħ	
	交付単価×5/6	(円/10a)	a	Ħ	
	<u>1集落200万円</u>		a		
保:	全管理する区域内に存 在する集落数 ④	2,000,000 (円/集業)	<u>##</u>	H	
計	1+2+3+4		a	Ħ	
	交付額(国費)			土地でもりでもの用おて用入込むもでものよ	

(注1)区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。 (注2)1集落200万円の対象農用地面積には、1集落200万円の上限額が適用される対象組織の対象農用地面積を記載すること。

ウ. 地域資源保全プランの策定

交付単価	対象組織数	交付額(国費)	備考
(円/組織)	組織	円	

エ. 組織の広域化・体制強化

交付単価	対象組織数	交付額(国費)	備考
(円/組織)	組織	Е	

<sup>(</sup>注) 経過措置として、農地・水保全管理支払交付金実施要額(平成24年4月6日23農漿第2342号農林水産事務次官依命 通知)に基づ(向上活動支援交付金(高度な農地・水の保全活動)の実施計画(実績)がある場合は、エの下部に「オ 高度な農地・水の保全活動」として、当該活動にかかる地目及び交付単価毎の対象農用地面積、交付額、備考欄を設 け、必要事項を記載するものとする。

#### 3. 経費の配分

0	交付金に係る事業に要する経	負担区分				
区分	費(又は交付金に係る事業に 要した経費)	国 費	都道府県費	市町村費		
農地維持支払交付金	円	円	円	円		
資源向上支払交付金	円	円	円	円		
計	P	円	円	円		

イ. 施設の長寿命化のための活動

施設の長寿命化の7	こめの店期			
区分	交付単価	対象農用地面積	交付上限額(国費)	備考
1	/	a		
交付単価	(円/10a)	a	円	
交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	
[新規]		[新規]		
2		a		
交付単価	(円/10a)	a	円	
交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	
[新規]		[新規]		
地 ③		a		
交付単価	(円/10a)	a	H	
交付単価×5/6	(円/10a)	a		
[新規]		[新規]		
[新規]	[新規]	[新規]	[新規]	
1 1 + 2 + 3 + 4		a	円	
[新規]			[新規]	
	区分 ① 交付単価 交付単価×5/6 [新規] ② 交付単価×5/6 [新規] 地 ③ 交付単価×5/6 [新規] 地 ③ 交付単価 交付単価×5/6 [新規] [新規]	①     交付単価	区分     交付単価     対象農用地面積       ①     a       交付単価     (四/10a)     a       交付単価×5/6     (四/10a)     a       交付単価×5/6     (四/10a)     a       交付単価     (四/10a)     a       交付単価×5/6     (四/10a)     a       交付単価×5/6     (四/10a)     a       交付単価×5/6     (四/10a)     a       「新規」     新規」     新規」       「新規」     新規」     新規」       「新規」     新規」     新規」       「新規」     新規」     新規」	区分     交付単価     対象農用地面積     交付上限額(国費)       ②     交付単価     (円/100)     a     円       変付単価     (円/100)     a     円       変付単価×5/6     (円/100)     a     円       変付単価×5/6     (円/100)     a     円       変付単価     (円/100)     a     円       変付単価×5/6     (円/100)     a     円       変付単価     (円/100)     a     円       変付単価     (円/100)     a     円       新規     (町/100)     a     円       新規     (町/100)     a     円       (日/100)     a     円

(注)区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

ウ 地域資源保全プランの策定

交付単価	対象組織数	交付額(国費)	備考
(円/組織)	組織	H	

エ. 組織の広域化・体制強化

交付単価	対象組織数	交付額(国費)	備考
(円/組織)	組織	Д	

<sup>#1.40</sup>kg デオー #1.40kg デオー #1.4

#### 3. 経費の配分

区 分	交付金に係る事業に要する経 費(又は交付金に係る事業に					
E //	要した経費)	国 費	都道府県費	市町村費		
1. 農地維持支払交付金 <u>及び資源向</u> 上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)	円	円	円	円		
2. 資源向上支払交付金(施設の長寿 命化のための活動)	円	円	円	円		
計	円	円	円	円		

# 4. 収支予算<u>(収支精算)</u>

(1)収入の部

1 <i>)</i>	(人の部)					
	E /\	本年度予算額	前年度予算額	比較均	曽減額	備考
	区 分	(本年度精算額)	(本年度予算額)	増	減	1佣 右
国庫負担金		<u> </u>	<u> </u>	巴	丑	
	農地維持支払交付金	円	円	円	円	
	資源向上支払交付金	円	円	円	円	
都	<u>S道府県費</u>	円	円	円	円	
	盐	В	円	円	円	

(2)支出の部

7文田の部						
区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減額		備考	
区 刀	(本年度精算額)	(本年度予算額)	増	減	1/用 与	
農地維持支払交付金	円	円	円	円		
資源向上支払交付金	円	H	円	円		
<u> </u>	巴	В	田	田		

# <施行注意>

地11任息と 実績報告の際には、「2. 事業計画及びその内容」及び「3. 経費の配分」は変更となった部分について、容易 に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を()書で上段に記載するとともに、実績報告の際には、 「4. 収支予算」を「4. 収支精算」、「本年度予算額」を「本年度精算額」、「前年度予算額」を「本年度予算額」と 置き換えるものとする。

# 4. 収支予算

(1)収入の部

区分	分 本年度予算額 前年度予算額 —		比較増減額 増 減		備考
[新規]	[新規]	[新規]	<u>[新規]</u>	[新規]	
1. 農地維持支払交付金及び資源向上支 払交付金(施設の長寿命化のための活動を 除く)	円	円	円	円	
2. 資源向上支払交付金 <u>(施設の長寿命化</u> のための活動)	円	円	円	円	
<u>[新規]</u>	[新規]	[新規]	[新規]	[新規]	
[新規]	[新規]	[新規]	[新規]	[新規]	

(2)<u>支出の部</u>

文山の司					
区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減額		備考
E 37	个 1 及 1 升級	加工及工并换	増	減	H P
1. 農地維持支払交付金及び資源向上支					
<u>払交付金(施設の長寿命化のための活動を</u> 除く)	д	円	円	円	
	, ,	1.4			
2. 資源向上支払交付金(施設の長寿命化					
のための活動)	円	円	円	円	
Education 2	False (1913)	Educ Last	Education 2	Education 2	
<u>[新規]</u>	[新規]	[新規]	[新規]	[新規]	
l	I				

# 4. 収支精算 (1) 117 7 の対

_(	1)収入の部					
	区分	本年度精算額	本年度予算額	<u>比較</u> 地 増	<u>曽減額</u> 減	備考
	1-1. 農地維持支払交付金及び資源向 上支払交付金(施設の長寿命化のための 活動を除く)	<u>H</u>	Щ		Е	
	1-2. 市町村からの返還額	円				
	註	田	円	円	田	
	2-1. 資源向上支払交付金(施設の長寿 命化のための活動)	н	田	巴	田	
	2-2. 市町村からの返還額	円				
	<u>#</u>	円	円	丑	<u> </u>	

(2) 支出の部

7 X LL (7 a)					
区分	本年度精算額	本年度予算額	<u>比較</u> 地 増	<u> </u>	<u>備 考</u>
1-1. 農地維持支払交付金及び資源向 上支払交付金(施設の長寿命化のための 活動を除く)	В	Ш	_ 田	_ 田	
1-2. 国への返還額	<u> </u>				
THE STATE OF THE S	H	円	H	H	
2-1. 資源向上支払交付金(施設の長寿 命化のための活動)	H	円	H	H	
2-2. 国への返還額	<u> </u>				
<u>#</u>	H	H	円	円	

<施行注意> 実績報告の際には、「2. 事業計画及びその内容」及び「3. 経費の配分」は変更となった部分について、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を()書で上段に記載するとともに、実績報告の際には、「4. 収支予算」を「4. 収支精算」に置き換えるものとする。

# (別紙2)

市町村への交付金交付計画書(実績報告書)

交付先	農地維持支払交付金	資源向上支払交付金 (地域資源の質的向上を図る 共同活動)	資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動)	備考
21778	交付額(円)	交付額(円)	交付上限額(円)	Min 3
		+		
合 計				

注: 交付先には市町村名を記載するものとする。

# (別紙2)

市町村への交付金交付計画書(実績報告書)

交付先	農地維持支払交付金 •資源向上支払交付金	[新規]	[新規]	備考	
父刊九	交付額(円)	交付額(円) [新規]		NH ~>	
合 計					

注: 交付先には市町村名を記載するものとする。

(様式第3-4号)

番 号 日

囙

○○都道府県知事

○○市町村長

# 平成 OO 年度 多面的機能支払交付金事業実施計画書

(実績報告書)の提出について

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙3の第2の3(別紙1の第8の1の(1)及び別紙2の第8の1の(1))の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出(報告)する。

記

1. 平成○○年度多面的機能支払交付金 事業実施計画書(実績報告書)(別紙1)

#### 〈施行注意〉

- 1. 実績報告の際は、「実施計画書」を「実績報告書」、「別紙3の第2の3」を「別紙1の第8の1の(1)及び別紙2の第8の1の(1)」、「提出」を「報告」に置き換え、「実績報告書(別紙1)」を添付するものとする。
- 2. 事業実施計画書の変更に伴う提出の場合は、「事業実施計画書」を「事業実施計画書(変更)」、「別紙3の第2の3」を「別紙3の第2の4」に置き換え、事業実施計画書(変更)を添えて提出するものとする。

(様式第3-4号)

番 号 年 月 日

○○都道府県知事

殿

○○市町村長

印

# 平成 OO 年度 多面的機能支払交付金事業実施計画書 (実績報告書)の提出について

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙3の第2の3(別紙1の第8の1の(1)及び別紙2の第8の1の(1))の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出(報告)する。

記

1. 平成○○年度多面的機能支払交付金 事業実施計画書(実績報告書)(別紙1)

### 〈施行注意〉

- 1. 実績報告の際は、「実施計画書」を「実績報告書」、「別紙3の第2の3」を「別紙1の第8の1の(1)及び別紙2の第8の1の(1)」、「提出」を「報告」に置き換え、「実績報告書(別紙1)」を添付するものとする。
- 2. 事業実施計画書の変更に伴う提出の場合は、「事業実施計画書」を「事業実施計画書(変更)」、「別紙3の第2の3」を「別紙3の第2の4」に置き換え、事業実施計画書(変更)を添えて提出するものとする。

(別紙1)

# 平成 〇〇 年度 多面的機能支払交付金事業実施計画書(実績報告書)

- 1. 事業の目的
- 2. 事業計画(実績)及びその内容
- (1)農地維持支払交付金

	区分	交付単価	対象農用地面積	交付 <u>額</u> (国費)	備考
田	1		a	円	
	交付単価	(円/10a)	a	円	
畑	2		a	H	
	交付単価	(円/10a)	a	H	
草:	地 ③		a	田	
	交付単価	(円/10a)	a	円	
	計 ①+②+③		a	円	

(注)区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

### (2)資源向上支払交付金

ア. 地域資源の質的向上を図る共同活動

	区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(国費)	備考
田	1)		a	H	
	基本単価	(円/10a)	a	H	
	基本単価×5/6	(円/10a)	a	H	
	継続地区の交付単 価	(円/10a)	a	H	
	継続地区の交付単 価×5/6	(円/10a)	a	円	
畑	2		a	円	
	基本単価	(円/10a)	a	円	
	基本単価×5/6	(円/10a)	a	円	
	継続地区の交付単 価	(円/10a)	a	円	
	継続地区の交付単 価×5/6	(円/10a)	a	円	
草地	<b>4</b> 3		a	円	
	基本単価	(円/10a)	a	円	
	基本単価×5/6	(円/10a)	a	円	
1	継続地区の交付単 価	(円/10a)	a	円	
	継続地区の交付単 価×5/6	(円/10a)	a	円	
	計 ①+②+③	err V-relea (H. 19 After et al. 1. 200 After	a	円	

(注)区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

### (別紙1)

# 平成 〇〇 年度 多面的機能支払交付金事業実施計画書(実績報告書)

- 1. 事業の目的
- 2. 事業計画(実績)及びその内容
- (1)農地維持支払交付金

区分	交付単価	対象農用地面積	交付(国費)	備考
田 ①		a	円	
交付単価	(円/10a)	a	円	
畑 ②		a	H	
交付単価	(円/10a)	a	円	
草地 ③		a	H	
交付単価	(円/10a)	a	円 円	
計 ①+②+③		a	円	

(注)区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

#### (2)資源向上支払交付金

ア. 地域資源の質的向上を図る共同活動

	区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(国費)	備考
<b>H</b> (1			a	H	
基本	x単価	(円/10a)	a	円	
基本	×単価×5/6	(円/10a)	a	H	
継続価	売地区の交付単	(円/10a)	a	H	
	売地区の交付単 <5/6	(円/10a)	a	H	
畑 ②			a	円	·
基本	x単価	(円/10a)	a	H	
基本	×単価×5/6	(円/10a)	a	H	
継続価	売地区の交付単	(円/10a)	a	H	
	売地区の交付単 〈5/6	(円/10a)	a	円	
草地(	3		a	円	
基本	x 単価	(円/10a)	a	H	
基本	≤単価×5/6	(円/10a)	a	H	
継続価	売地区の交付単	(円/10a)	a	H	
	売地区の交付単 (5/6	(円/10a)	a	H	
	1)+2+3		a	H	

(注)区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

#### イ. 施設の長寿命化のための活動

4. 胞設の長寿軍化の	(C0)0710 m)			
区分	交付単価	対象農用地面積	交付上限額(国費)	備考
H ①		a		
交付単価	(円/10a)	a	H	
交付単価×5/6	(円/10a)	a	Н	
1集落200万円		a		
畑 ②		a		
交付単価	(円/10a)	a	Ħ	
交付単価×5/6	(円/10a)	a	H	
1集落200万円		a		
草地 ③		a		
交付単価	(円/10a)	a	円	
交付単価×5/6	(円/10a)	a	H	
1集落200万円		a		
保全管理する区域内に存 在する集落数 ④	2,000,000 (四/旅游)	<u> </u>	H	
計 ①+②+③ <u>+4</u>		a	H.	
交付額(国費)			円	

(注1)区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。 (注2)1集落200万円の対象農用地面積には、1集落200万円の上限額が適用される対象組織の対象農用地面積を記載すること。

#### ウ. 地域資源保全プランの策定

交付単価	対象組織数	交付額(国費)	備考
(円/組織)	組織	円	

#### エ. 組織の広域化・体制強化

交付単価	対象組織数	交付額(国費)	備考
(円/組織)	組織	円	

<sup>(</sup>注) 経過措置として、農地・水保全管理支払交付金実施要綱(平成24年4月6日23農援第2342分農林水産事務次官依命通知)に基づく向上活動支援交付金(高度な農地・水の保全活動)の実施計画(実績)がある場合は、エの下部に「オ、高度な農地・水の保全活動」として、当該活動にかかる地目及び交付単価毎の対象農用地面積、交付額、備考欄を設け、必要事項を記載するものとする。

# 3. 経費の配分

区分	交付金に係る事業に要する経 費(又は交付金に係る事業に	負担区分			
区 分	要した経費)	国 費	都道府県費	市町村費	
農地維持支払交付金	円	円	円	円	
資源向上支払交付金	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

#### イ. 施設の長寿命化のための活動

とめの活動			
交付単価	対象農用地面積	交付上限額(国費)	備考
	a		
(円/10a)	a	H	
(円/10a)		Н	
	[新規]		
	a		
(円/10a)	a	H	
(円/10a)	a	円	
	[新規]		
	a		
(円/10a)	a	H	
(円/10a)	a	H	
	[新規]		
[新規]	[新規]	[新規]	
	a	H	
		[新規]	
	交付単価 (円/10a) (円/10a) (円/10a) (円/10a)	交付単価     対象農用地面積       (円/10a)     a       (円/10a)     a	交付単価     対象農用地面積     交付上限額(国費)       a     円       (円/10a)     a     円       新規     新規     新規       新規     再規     円

(注)区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

#### ウ. 地域資源保全プランの策定

交付単価	対象組織数	交付額(国費)	備考
(円/組織)	組織	H	

# エ. 組織の広域化・体制強化

交付単価	対象組織数	交付額(国費)	備考
(円/組織)	組織	H	

(注)経過措置として、農地・水保全管理支払交付金実施要綱(平成24年4月6日23農板第2342号農林水産事務次官依命通知)に基づた向上活動支援交付金(高度な農地・水の保全活動)の実施計画(実績)がある場合は、エの下部に「オ、高度な農地・水の保全活動」として、当該活動にかかる地目及び交付単価毎の対象農用地面積、交付額、備考欄を設け、必要事項を記載するものとする。

#### 3. 経費の配分

	交付金に係る事業に要する経 費(又は交付金に係る事業に	負担区分				
区 分	要した経費)	国 費		都道府県費	市町村費	
1. 農地維持支払交付金及び資源向 上支払交付金(施設の長寿命化のた めの活動を除く)	円		円	円	円	
2. 資源向上支払交付金 <u>(施設の長寿</u> 命化のための活動)	円		円	円	円	
計	円		円	円	円	

# 4. 収支予算<u>(収支精算)</u>

(1) 収入の部

17収入の部						
区 分		本年度予算額	前年度予算額	比較均	備考	
	<u></u>	(本年度精算額)	(本年度予算額)	増	減	im 45
玉	<u>庫負担金</u>	田	<u> </u>	丑	田	
	農地維持支払交付金	円	円	円	円	
	資源向上支払交付金	円	円	円	円	
市	<u>町村費</u>	円	円	円	円	
	計	円	B	<u> </u>	<u> </u>	

(2)支出の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較均	備考		
<u></u>	(本年度精算額)	(本年度予算額)	増	減	1	
農地維持支払交付金	円	円	円	円		
資源向上支払交付金	田	円	円	円		
盐	円	円	<u> </u>	<u>円</u>		

置き換えるものとする。

# 4. 収支予算

(1)収入の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減額		備考
F 33			増	減	C. mu
<u>[新規]</u>	<u>[新規]</u>	[新規]	[新規]	<u>[新規]</u>	
1. 農地維持支払交付金及び資源向上支 払交付金(施設の長寿命化のための活動を 除く)	円	円	円	円	
2. 資源向上支払交付金 <u>(施設の長寿命化</u> のための活動)	円	円	円	円	
<u>[新規]</u>	<u>[新規]</u>	<u>[新規]</u>	[新規]	<u>[新規]</u>	
[新規]	[新規]	[新規]	[新規]	[新規]	

(2)支出の部

ZH 2 H	十年中文学师	<b>治左连叉笠姫</b>	比較増減額		備考
区 分	本年度予算額	前年度予算額	増	減	1佣 右
1. 農地維持支払交付金 <u>及び資源向上支</u> <u>払交付金(施設の長寿命化のための活動を 除く)</u>	円	円	円	円	
2. 資源向上支払交付金 <u>(施設の長寿命化</u> のための活動)	円	円	円	円	
<u>[新規]</u>	<u>[新規]</u>	[新規]	[新規]	[新規]	

# 4. 収支精算 (1)収入の部 比較増減額 区分 本年度精算額 本年度予算額 備考 1-1. 農地維持支払交付金及び資 原向上支払交付金(施設の長寿命 化のための活動を除く) 1-2. 対象組織からの返還額 計 2-1. 資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動) 2-2. 対象組織からの返還額 計 (2)支出の部 比較増減額 本年度精算額 本年度予算額 備考 区分 1-1. 農地維持支払交付金及び資 原向上支払交付金(施設の長寿命 化のための活動を除く) 1-2. 都道府県への返還額 計 2-1. 資源向上支払交付金(施設 の長寿命化のための活動) 2-2. 都道府県への返還額 計 <施行注意> 実績報告の際には、「2. 事業計画及びその内容」及び「3. 経費の配分」は変更となった部分について、容易 に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を()書で上段に記載するとともに、実績報告の際には、 「4. 収支予算」を「4. 収支精算」に置き換えるものとする。